

令和9年度

国の施策・予算に関する提案・要望

令和8年6月

大 阪 市

目 次

(最重点要望)

○ 日本の成長エンジンとなる大阪の実現

- (1) 万博後の大阪の成長・発展の実現に向けた取組の推進
(経済産業省・外務省・厚生労働省・国土交通省・環境省・文部科学省・内閣官房) …… 2
- (2) 魅力あるまちづくりの推進
(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・総務省) …… 4
- (3) 統合型リゾート（IR）の立地実現
(内閣官房・カジノ管理委員会・国土交通省・厚生労働省・財務省・警察庁) …… 6
- (4) 分散型国土構造への転換、都市基盤整備等の強化
(国土交通省) …… 8
- (5) 国家戦略特区等を核とした大阪の競争力強化
(内閣府・内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省・
環境省、関係各省庁) …… 10

○ 子育て・教育環境の充実

- (1) 保育無償化の拡充と在宅等育児支援の充実
(こども家庭庁) …… 12
- (2) 全ての妊産婦等・子育て世帯・こどもへの包括的な支援の推進
(こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省) …… 14
- (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の充実
(こども家庭庁) …… 16
- (4) こどもの教育環境の充実
(文部科学省) …… 18

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
(国土交通省・内閣府・総務省・環境省) …… 20

◇ 建築物・民間鉄道施設の耐震化、密集市街地整備等
(国土交通省・総務省) …… 22

◇ 将来を見据えたインフラ施設・市設建築物の老朽化対策
(国土交通省・総務省・経済産業省) …… 24

(2) 東京一極集中の是正と副首都・大阪の実現

(内閣府・内閣官房・国土交通省) …… 26

(3) 地方税財政改革の推進

(総務省・財務省・内閣府、関係各省庁) …… 28

○ 安心して生活できるセーフティネットの確立

(1) 介護保険制度の安定的な運営の推進

(厚生労働省) …… 30

(2) 障がい者福祉施策の充実

(厚生労働省) …… 32

(3) 国民健康保険制度の改革

(厚生労働省) …… 34

(4) あいりん対策、ホームレスの自立支援施策の推進

(厚生労働省・国土交通省) …… 36

(重点要望) 38～41

- 多様な子育てサービスの充実
 - ◇ 子ども・子育て支援新制度の充実
 - ◇ 安全・安心に保育できる環境の確立
 - ◇ 要保護家庭等に対する福祉サービスの利用者負担の撤廃及び財政措置の拡充
- 質の高い学校教育の推進
- セーフティネットの整備
 - ◇ 生活保護の更なる適正化に向けた制度改正
 - ◇ 困難な問題を抱える女性支援事業の推進
 - ◇ 救急医療体制の充実強化
- スタートアップ・エコシステムの拡大に向けた取組の強化
- 中小企業等への積極的支援
- 新たなエネルギー社会構築のための政策の推進
- 自転車の活用推進に係る制度整備
- 高速道路ネットワークの整備状況を踏まえた賢く使うための料金体系の実現
- 関西国際空港の機能強化
- スポーツ振興のための環境整備と安全対策
- 中央卸売市場の施設整備の推進
- 大規模災害時に要となる消防機関の役割に応じた消防力の整備
- 自治体DXの推進
- 地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現

(最重点要望)

○ 日本の成長エンジンとなる大阪の実現

(1) 万博後の大阪の成長・発展の実現に向けた取組の推進

(経済産業省・外務省・厚生労働省・国土交通省・環境省・文部科学省・内閣官房)

【本市の提案・要望】

- 万博で披露された最先端技術等の実装化・産業化の推進
- 国際会議「WHX Leaders Osaka」の継続開催のための支援
- カーボンニュートラルの取組の推進
- 多様な都市魅力の創出・発信への財政措置
- 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた環境整備及び財政措置
- 様々な規制のないライドシェア制度の検討

【現状・課題】

- 大阪・関西万博は、多くの人々の思いと支えにより成功裏に閉幕し、有形・無形を問わず、多岐にわたる成果を結実させた。これらの成果を一過性のものとせず、レガシーとして次の時代へと継承・発信していくことが万博開催都市としての責務であるとの認識のもと、令和8年3月に、経済界、国、関西広域連合、大阪府・市が一体となった推進体制として「未来創造会議」を立ち上げた。
- 今後、この会議のもと、「最先端技術等の実装化・産業化」「国際イベント・交流等の継承・発展」「夢洲におけるレガシーの発信等」の3つの取組を進めることで、ビジネスや市民生活においてイノベーションを創出し、その後の大阪、ひいては日本の持続的な成長・発展や暮らしの向上につなげていくことが必要である。

(万博で披露された最先端技術等の実装化・産業化の推進)

- 万博で披露された最先端技術等について、次世代モビリティやスタートアップなど、関西が強みを有する分野を中心に、「未来創造会議」のもと、実装化・産業化まで一気通貫での支援を実施することとしており、各プロジェクトの進展に応じた財政支援及び制度支援が必要である。

(国際会議「WHX Leaders Osaka」の継続開催のための支援)

- 万博のレガシーとして、「いのち」に関する世界の課題解決に貢献するとともに、世界的に成長が見込まれるライフサイエンス、ヘルスケア産業における大阪のポテンシャルを世界に発信し、関連ビジネスや産業の活性化につなげるため、ライフサイエンス・ヘルスケア分野の国際会議「WHX Leaders Osaka」を開催する。今後、同会議が継続、発展して開催できるよう、万全のサポート体制の構築が必要である。

(カーボンニュートラルの取組の推進)

- カーボンニュートラルの実現に向けて、万博で披露されたペロブスカイト太陽電池や帯水層蓄熱システム、水素関連技術など、革新的技術の実装が不可欠であるため、これを加速するための財政支援及び制度支援が必要である。
- 万博後、更なるインバウンド増加が見込まれるため、観光分野での脱炭素化への支援強化が必要である。

(多様な都市魅力の創出・発信への財政措置)

- 食、歴史、文化芸術、エンタメなど、多彩な地域資源や強みを活かした新たな魅力の創出・発信や、文化・芸術活動等の活性化に向けた取組のほか、国内外からの来阪者に対する受入環境整備への財政措置が必要である。

(空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた環境整備及び財政措置)

- 空飛ぶクルマの商用運航実現に向け、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、引き続き基準・制度などの環境整備を行うとともに、社会実装に不可欠な実地での実証実験や社会受容性向上に資する取組等に対する財政措置が必要である。

(様々な規制のないライドシェア制度の検討)

- 府民・市民や来阪者など多様な人々が、それぞれの目的に応じた移動手段を選択できるよう、様々な規制のない制度実現に向けた検討を行う必要がある。

担当：政策企画室・経済戦略局・環境局・計画調整局

○国際会議「WHX Leaders Osaka」の開催

日時	令和8年7月3日(金)10時~17時(予定)
会場	インテックス大阪 国際会議ホール
招聘者	APAC(アジア太平洋)地域を中心とした国々の保健大臣等(予定)
参加者	APAC地域を中心とする政府関係者やライフサイエンス・ヘルスケア分野の研究者、企業のリーダー等(予定)
内容	ラウンドテーブル形式でのディスカッション・講演等 〔テーマ：医療の公平性・持続可能性、 先端技術の医療分野への活用、国際連携など〕
主催	WHX Leaders Osaka実行委員会 (大阪府、大阪市、インフォーマ マーケッツ ジャパン)



2026年2月 WHX Leaders Dubai

(参考：同時開催) 「WHX Osaka」

日本の先端医療技術とサービスを世界に発信する国際見本市

日時：令和8年7月2日(木)~4日(土)

主催：インフォーマ マーケッツ ジャパン

○カーボンニュートラルの取組の推進

項目	提案
ペロブスカイト太陽電池の普及促進	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な設置形態に対応する実証支援・制度整備・規制緩和・ 産業競争力強化のための発電効率の向上や廃棄・リサイクルなどの技術開発の支援・ 価格低下を促進するための初期需要創出や量産化に向けた設備投資などへの財政支援の拡充・ 固定資産税の軽減による税制優遇措置の拡充など導入採用実績への評価
帯水層蓄熱システムの普及促進	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の現状に応じた地下水採取規制の緩和・ コスト低減に資する技術開発・ 補助率の引上げや補助の対象施設の拡充など財政支援の強化
水素社会の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 水素ステーションの整備促進に向けた地域の現状に応じた規制緩和・ FC商用車導入及び水素ステーション整備に係る補助率の引き上げなど需給両面からの強力な財政支援の拡充
観光分野における脱炭素化への支援強化	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊施設への再エネ・省エネ設備導入支援・ 次世代自動車等の導入支援など環境負荷の低い移動手段への誘導

○ 日本の成長エンジンとなる大阪の実現

(2) 魅力あるまちづくりの推進

(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

(うめきた2期区域)

- うめきた2期区域における基盤整備事業を着実に進めるための財源措置
- 新産業創出機能の向上に向けた研究開発プロジェクトへの国の財政支援や推進活動への支援及び国のイノベーション支援機関の関西における機能拡充

(大阪城公園周辺地域)

- 大阪城公園周辺地域の魅力ある複合的な国際拠点形成の推進のための特定都市再生緊急整備地域等の指定や財政支援

(夢洲第2期区域)

- 夢洲の国際観光拠点の形成に向けたまちづくりの推進に必要な財政支援

【現状・課題】

(うめきた2期区域における基盤整備事業の促進及び新産業創出機能の向上)

- うめきた地区では国際競争力を高めるため、土地区画整理事業、防災機能を有する都市公園整備といった基盤整備を実施しており、令和9年度の全体まちびらき及び令和10年度の基盤整備完成をめざしている。引き続き土地区画整理事業及び防災公園街区整備事業に係る財源の確保が必要である。
- また、「一般社団法人うめきた未来イノベーション機構(U-F I N O)」による新産業創出機能の実現に向け、技術シーズの事業化プロジェクトや研究開発プロジェクトへの財政面を含む国の支援が必要である。さらに、関西に設置されている国のイノベーション支援機関の支部等にも、研究資金を配分するファンディング機能を付与するなどの機能拡充が必要である。

(大阪城公園周辺地域のまちづくり)

- 大阪のヒガシの拠点をめざす大阪城公園周辺地域では、周辺地域も含めたエリア全体の拠点性の向上に向けた取組みを進めており、「まちづくり方針」を踏まえた魅力ある複合的な国際拠点形成の推進にあたり、国際競争力強化に資する民間都市開発等を促進するための特定都市再生緊急整備地域等の指定が必要であるとともに、「JR片町線・東西線連続立体交差事業」に対する財政支援が必要である。
- さらに、大阪公立大学を先導役としたまちづくりが進む大阪城東部地区(森之宮周辺)において、アクセス性及び回遊性の向上に向け、大阪城東部地区と大阪城公園をつなぐ歩行者動線ネットワークを形成するために必要な財政支援が必要である。

(夢洲第2期区域のまちづくり)

- 万博跡地である夢洲第2期区域で、万博理念を継承し、国際観光拠点の形成を通じて未来社会の実現に資するまちづくりをめざしており、万博で披露された最先端技術の発信やビジネス、文化等の交流を通じて、地方創生や産業振興に取り組むため、大阪府・市が中心となって進める記念公園、記念館の整備に対する財政支援及び地域未来交付金の交付上限額の拡充が必要である。

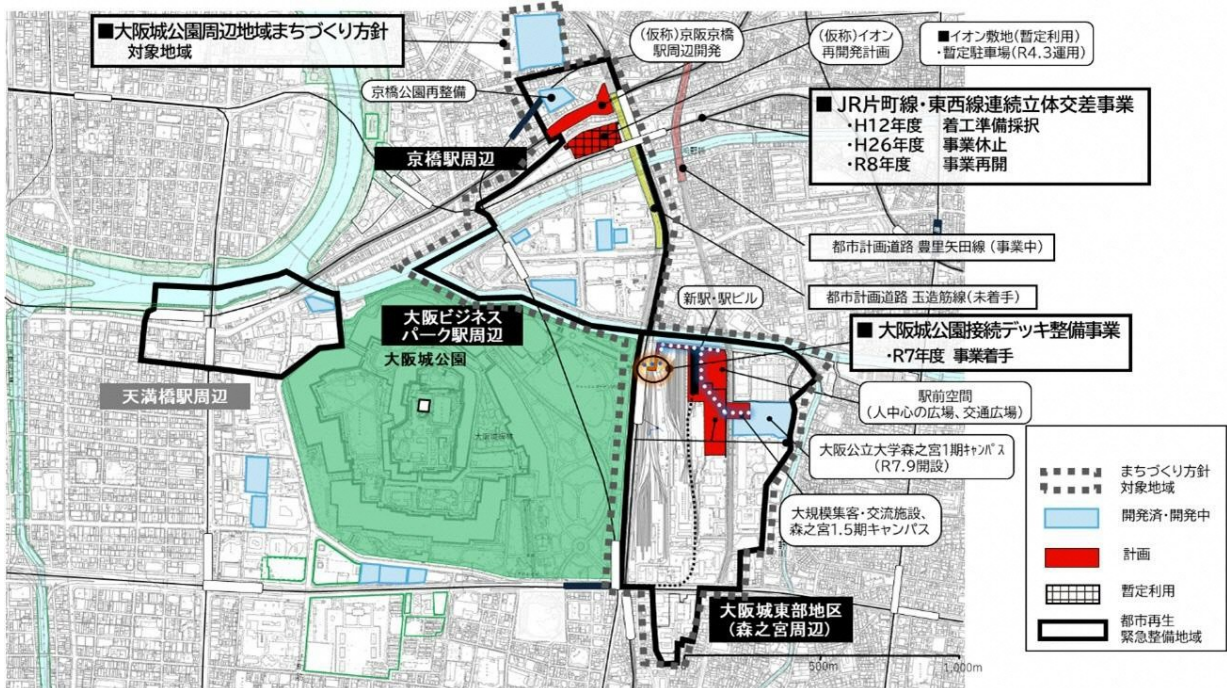
担当：大阪都市計画局・建設局・都市整備局・経済戦略局・計画調整局

○うめきた2期区域

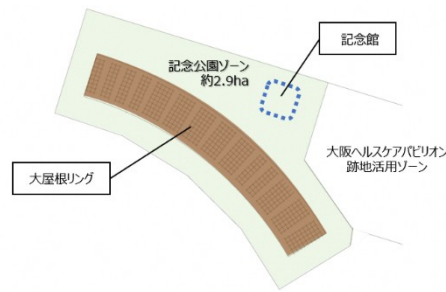
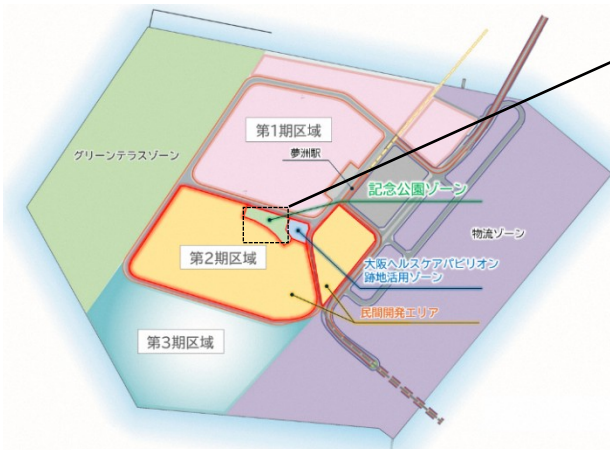


みどりとイノベーションの融合拠点	
エリア全体にイノベーション関連施設を整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・超スマート社会が到来する中、IoT やビッグデータ等の活用により、創業や医療機器開発などの分野にとどまらず、人々が健康で豊かに生きるための新しい製品・サービスを創出 ・「みどり」空間を通じて、来街者が参加・体験し、楽しみながら商品開発や評価に参加 	
うめきた2期の主なスケジュール 令和6年9月 先行まちびらき、主なイノベーション関連施設の完成 令和9年度 全体まちびらき(民間開発及び防災公園街区整備事業完了) 令和10年度 基盤整備完成予定(土地区画整理事業完了)	
U-FINOの役割 ・官民一体で、新技術を持つ研究者や事業者などの多様な人材を繋げ、プロジェクト創出などをコーディネートする世話役としての役割を担う	
うめきたに、国のイノベーション支援機関のうち、次の関西拠点が立地 ・INPIT(工業所有権情報・研修館) ・AIST(産業技術総合研究所) ※関西経済連合会との共同拠点	

○大阪城公園周辺地域 (大阪城東部地区、大阪城公園、天満橋駅周辺、京橋駅周辺及び大阪ビジネスパーク駅周辺)



○夢洲第2期区域



《土地利用方針(夢洲第2期区域)》

○ 日本の成長エンジンとなる大阪の実現 (3) 統合型リゾート（IR）の立地実現

(内閣官房・カジノ管理委員会・国土交通省・厚生労働省・財務省・警察庁)

【本市の提案・要望】

- IR税制、カジノ管理規制などにおける運用面を含めた国際標準・国際競争力の確保
- 懸念されるギャンブル等依存症対策の充実・強化
- 良好な治安・地域風俗環境の保持に向けた警察力の強化

【現状・課題】

- 統合型リゾート（IR）については、我が国の魅力創出に寄与し、経済成長のエンジンとなるものであり、観光立国を実現するためには、IRの導入は不可欠である。
- 大阪IRの立地実現に向けては、令和5年4月に大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画について、国土交通大臣より認定を受け、同年9月にはIR事業者とIR関連協定等を締結し、令和7年4月にIR建設工事に着手した。
- 国においては、日本型IRの実現に向けて、IR税制、カジノ管理規制等について法制化等がされたが、事業者の意見も聞きながら、運用面を含めて国際標準・国際競争力が確保されたものとする必要がある。
- ギャンブル等依存症への対策について、大阪府市では区域整備計画及び第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、普及啓発、相談支援体制、治療体制、切れ目のない回復支援体制の強化に取り組んでいる。また、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的に推進するためのワンストップ支援拠点「(仮称)大阪依存症対策センター」の開設準備を本格化していくこととしており、令和8年度については、基本計画の作成に取り組むとともに、機能の具体化を一層推し進め、必要となる高度専門人材の養成・確保の取組も強化していくこととしている。国においても十分な予算を確保して財政措置を講じるとともに、既存のギャンブル等に起因するものも含め対策の更なる充実・強化を図る必要がある。
- さらに、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するため、更なる警察力の強化に向けた万全の措置を講じる必要がある。

担当：IR推進局・健康局

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（概要）

（2023年4月認定、2025年9月時点）

○大阪IRのコンセプト

- ◆基本理念 あらゆるものを「結び」起点となる
- ◆コンセプト “結びの水都”
- ◆ビジョン “WOW”Next

MGMが展開する
世界最先端の“WOW”



大阪・関西が誇る観光・
産業・文化にわたる魅力・
ポテンシャル

- ◆世界最高水準の成長型IRを地域とともに実現する
- ◆観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与する

○IR事業者

名称	MGM大阪株式会社
本社	大阪府大阪市
構成員	◆中核株主（2社） 合同会社日本MGMリゾート オリックス株式会社 ◆関西地元企業を中心とする少数株主（22社）

○IR事業の工程

- ◆開業時期：2030年秋頃（想定）
（2025年4月 IR建設工事の着手）
- ◆大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組む。

○大阪IRの実現に向けた課題

- ◆IR事業の実現には、現時点での不確定事項、課題の解決が必要不可欠である。
- ◆大阪府・市及びIR事業者は、これら課題の解決とIR事業の実現に向け、引き続き公民連携して取り組む。
○新型コロナウイルス感染症の影響
○国の詳細制度設計（IR税制・カジノ管理規制等）
○夢洲特有の課題

○IR区域整備による経済的社会的効果

IR区域への来訪者数	約2,000万人/年 国内：約1,400万人/年 国外：約600万人/年
初期投資額	約1兆5,130億円
経済波及効果（建設時）※	約2兆3,700億円
経済波及効果（運営）※	約1兆1,400億円/年
雇用創出効果（建設時）※	約17.5万人
雇用創出効果（運営）※	約9.3万人/年

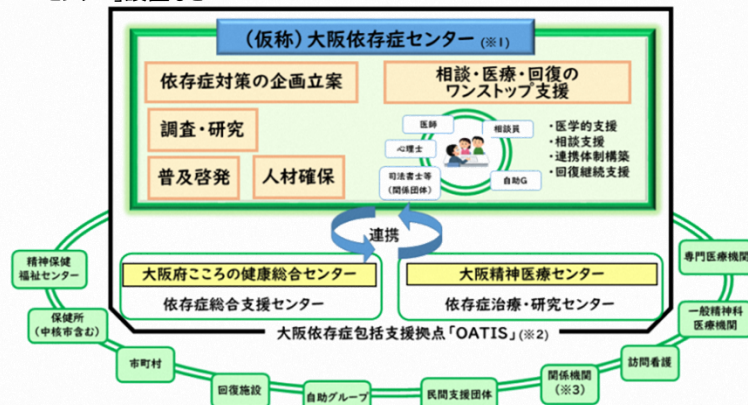
※近畿圏

○ギャンブル等依存症対策

大阪府市が実施する対策

◆大阪独自の支援体制の構築

- ▶悩みを抱える方へのワンストップの支援拠点として「（仮称）大阪依存症センター」設置など



- ◆普及啓発の強化
 - ◆相談支援体制の整備
 - ◆治療体制の整備
 - ◆切れ目のない回復支援体制の整備 など
- ※1 機能は現時点での予定。今後コース把握や関係機関等との調整の上で決定
 ※2 Osaka Addiction Treatment Inclusive Support
 ※3 福祉・司法・消費生活関係機関

IR事業者が実施する対策

◆責任あるゲーミングを着実に実施するための体制構築

- ▶独立した責任あるゲーミング専門部署の設置
- ▶MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングに関する、顧客への啓発や従業員教育を含む包括的プログラムを、日本の実情に合わせて導入 など

◆厳格な入場管理・利用制限措置

- ▶最先端のICT技術（生体認証等）の活用等によるカジノ施設の厳格な入退場管理の実施 など

◆依存防止のために講じる措置

- ▶24時間365日利用可能な相談体制等の構築
- ▶視認とICT技術を活用した、問題あるギャンブル行動の早期発見
- ▶賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入
- ▶調査研究に必要な情報やデータ提供など、ギャンブル等依存症対策に関する研究への貢献 など

ギャンブル等依存症対策に関する課題

○本市における依存症専門医療機関の状況

	施設数
依存症専門医療機関数	10
（参考）医療機関数（歯科診療所除く） ※R5医療関係統計より	3,905

依存症専門医療機関は少なく、高度専門人材（専門医等）の不足も深刻

○本市の依存症対策に係る経費

（単位：千円）

	事業費	国費	市費
R8予算	288,621	35,264	253,357
あるべき姿	288,621	144,310	144,311

国庫補助対象事業に対する国からの配分額が大きく不足

○ 日本の成長エンジンとなる大阪の実現

(4) 分散型国土構造への転換、都市基盤整備等の強化

(国土交通省)

【本市の提案・要望】

- リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期全線開業による広域幹線鉄道の充実
- 淀川左岸線(2期)をはじめとした都市圏高速道路ネットワークの早期整備
- 広域交通結節点としての新大阪駅の機能強化に向けた検討の実施
- 都市鉄道ネットワークの拡充

【現状・課題】

- 関西の発展及び日本経済の活性化のためには、東西二極の一極としての大阪が、府・市一体となって、国際的な都市間競争に勝ち抜き、新たな成長を成し遂げていくことが重要である。
- また、震災の教訓から、災害時においても国民生活や経済活動を維持・継続するため、人とモノの移動に対するリダンダンシー(交通網の多重化)が確保された国土構造への転換が喫緊の課題となっている。
- このため、大阪の国際競争力の強化や強靱な国土構造の形成に資する以下のような広域的交通基盤の整備を推進していくため、国の強力な支援が不可欠である。

(リニア中央新幹線・北陸新幹線)

- リニア中央新幹線は、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成するとともに、東海道新幹線との日本の大動脈の二重系化による災害に強い国土構造の形成に資する事業である。東京・大阪間を直結することで初めてその機能を十分発揮し、効果を得ることができることから、大阪への一日でも早い着工・全線開業が不可欠であり、東京・名古屋間の進捗にかかわらず名古屋・大阪間の工事に早期着手することが必要である。
- また、新幹線や在来線との乗換などの利用者利便性を考慮するとともに、新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進のため駅位置を早期に決定することが必要である。
- 北陸新幹線は、北陸圏と関西圏及び西日本の交流・連携を強化するとともに、大規模災害に強い国土形成に資する極めて重要な交通インフラであることから、新大阪駅までの早期全線整備に向け、国において8ルート案の比較・検討及び関係者との合意形成が早急に必要である。

(淀川左岸線(2期)・淀川左岸線延伸部)

- 大阪の国際競争力強化や、関西圏全体の経済成長のためには、国の都市再生プロジェクト(第二次決定)において積極的に推進すべき事業として位置付けられた大阪都市再生環状道路を構成する淀川左岸線(2期)及び淀川左岸線延伸部の早期整備が必要である。
- 淀川左岸線(2期)については、防災・減災、国土強靱化を図る重要な役割を担う路線であり、早期完成に向けて、国の強力な財政支援が不可欠である。
- 淀川左岸線延伸部については、国直轄事業と有料道路事業の合併施行方式により事業が実施されており、早期完成に向けた国の財源確保が必要である。

(広域交通結節点としての新大阪の機能強化)

- リニア中央新幹線、北陸新幹線などのターミナル駅の整備や、大阪都市再生環状道路の淀川左岸線の整備により、広域交通結節点として重要性が高まる新大阪駅において、国として強化すべき機能(人の空間の充実や高速バスターミナル等)の検討が必要である。

(都市鉄道ネットワークの拡充)

- なにわ筋線は、関空へのアクセスの強化に資する鉄道として、広域的・国家的な役割を担う路線であり、早期整備の実現に向け、着実な国の財源確保が必要である。
- 国土軸上の新大阪と国際観光拠点の形成をめざす夢洲の直結によるアクセス性向上や夢洲のまちづくりに寄与する「JR桜島線延伸」、京阪神都市圏を結ぶ新たな鉄道ネットワークの形成に資する「京阪中之島線延伸」、関西国際空港と新大阪とのアクセス強化や新大阪・十三のまちづくりに寄与する「なにわ筋連絡線・新大阪連絡線」については、大阪・関西の成長に資する路線でありその具体化に向けた支援が必要である。

担当：計画調整局・大阪都市計画局・建設局・大阪港湾局

《リニア中央新幹線整備効果》



	【現在】	【～名古屋開業時】	【～大阪開業時】
大阪～名古屋	48分	48分	27分
品川～名古屋	1時間28分	40分	40分

※図はリニア中央新幹線建設促進期同盟会HPより
 ※駅間は新大阪～名古屋～品川、乗換時間含まず

《北陸新幹線整備効果》



	【現在】	【全線開業後】 [※]
大阪～金沢	2時間27分	1時間20分

※北陸新幹線京都・新大阪間のルートに係る調査について(国土交通省 H29.3.7)より

《大阪都市再生環状道路》



	【現在】	【淀川左岸線通行時】	【短縮時間】
新大阪駅～夢洲	35分	19分 [※]	16分(46%減)

※環状線・大阪港線ルートから淀川左岸線ルートへの変更による

《都市鉄道ネットワーク》



○ 日本の成長エンジンとなる大阪の実現

(5) 国家戦略特区等を核とした大阪の競争力強化

(内閣府・内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省・環境省、関係各省市)

【本市の提案・要望】

- 国家戦略特区等における規制改革メニューの拡充と制度の柔軟な運営
- 特区民泊をはじめとする各種民泊の適切な運営確保
- スーパーシティ構想の推進に向けた規制・制度改革及び財政措置
- 国際金融都市の実現に向けた支援
- 阪神港の物流機能強化への支援

【現状・課題】

(国家戦略特区等における規制改革メニューの拡充と制度の柔軟な運営)

- 本市は大胆な規制緩和や税制上の特例措置等を実現する「国家戦略特区」や、企業集積や研究開発の促進、イノベーションを生み出す環境整備等を支援する「国際戦略総合特区」の指定を受けている。国家戦略特区等における規制改革を更に推進するため、規制改革メニューの拡充や、関西圏国家戦略特別区域会議等の規制改革に係る会議体の柔軟な運営・綿密な連携が必要である。

(特区民泊をはじめとする各種民泊の適切な運営確保)

- 民泊施設の増加に伴い、苦情の増加など様々な課題が生じている中、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）をはじめとする各種民泊の適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処が求められている。
- このため、特区民泊については、自治体が地域の実情に応じて独自規制できる委任規定の追加等、関係法令の改正が必要であるほか、住宅宿泊事業法（新法民泊）にかかる制度の実効性確保のための義務規定の追加や、違法民泊の排除に向けた、管理代行業者への取締規定の追加等、一体的な取組が必要である。

(スーパーシティ構想の推進に向けた規制・制度改革及び財政措置)

- 本市は令和4年4月に「スーパーシティ型国家戦略特区」の指定を受けており、複数分野の先端的サービスの提供と大胆な規制改革等により、世界に先駆けて未来の生活を実現することで、住民QoLと都市競争力の向上をめざしている。万博後における新たな展開などの区域方針の変更を踏まえ、スーパーシティ構想の更なる推進に向けて、国において積極的な取組や予算の確保が必要である。

(国際金融都市の実現に向けた支援)

- 国際金融都市を実現していくためには、国内外の金融系企業等の立地促進やスタートアップの資金調達が多様化の促進、高度外国人材の生活環境の向上などに向け、「金融・資産運用特区」を活用し、暫定ライセンス付与等による実証実験が可能となる制度の構築や金融系外国企業等に係る法人税の軽減措置など、都市の個性を発揮するためにさらなる大胆な規制緩和や税財政措置が必要である。また、投資環境の整備・充実のため、金融商品に係る所得課税の損益通算範囲にデリバティブ取引を追加することが必要である。

(阪神港の物流機能強化への支援)

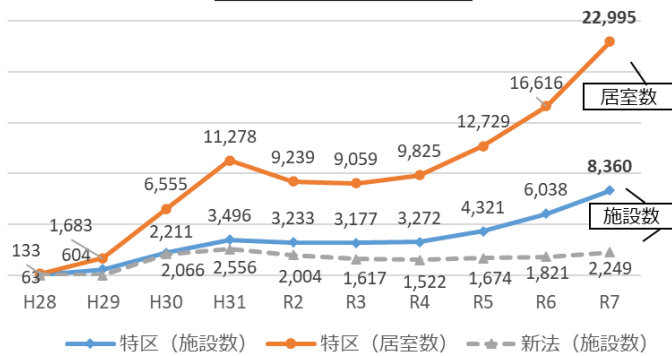
- 国際コンテナ戦略港湾として国際競争力の継続的な強化に加え、大規模地震時の機能維持や脱炭素化社会の実現に資する港湾の形成が求められている中、阪神港では港勢の拡大をめざし、港湾施設の整備に必要な予算の確保やフェリーターミナル再編の国

直轄事業化、COMPAS を含む AI ターミナルの実現に向けた取組の強化、カーボンニュートラルポート実現のための支援制度の拡充などが必要である。
 また、国際コンテナ戦略港湾において行う集貨事業に対する支援強化や、新たな貨物創出に向けた支援制度の拡充などが必要である。

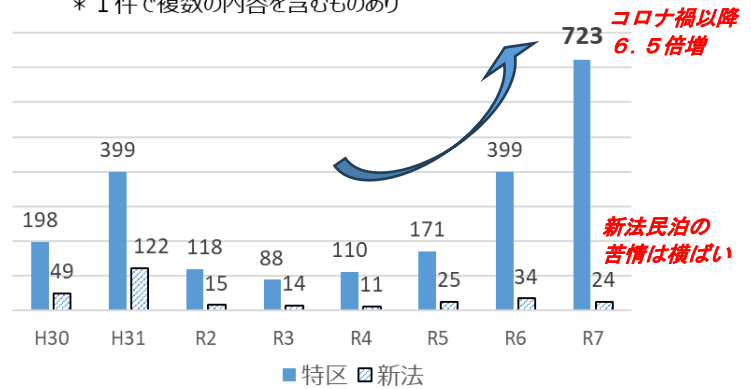
担当：経済戦略局・健康局・デジタル統括室・大阪港湾局、関係各局

○民泊施設数と苦情件数の推移(特区民泊、新法民泊) ※年度末時点の数

特区民泊認定施設数・居室数、
新法民泊施設数の推移



特区民泊、新法民泊苦情件数(認定後)延べ数
* 1件で複数の内容を含むものあり



○各種民泊における課題と提案・要望

	概要	課題	提案・要望
特区民泊 (国家戦略特別区域法)	・2泊3日以上 ・年間の上限無し	・施設増に伴う苦情増 ・不適切運営	・自治体が地域の実情に応じて独自規制できる委任規定の追加等 ・海外居住事業者の国内代行業者への委託義務付け及び自治体の指導権限付与 ・仲介サイト上での1泊予約の設定禁止
新法民泊 (住宅宿泊事業法)	・年間180日上限	・制度の実効性確保(運営管理)	・仲介業者において集計日数が180日を超過した施設の新規予約停止及び既存予約のキャンセルを行う義務の追加 ・新規予約停止解除時の事業者側への立証責任の付与
※無許可・無届等の 違法民泊 を排除するため			・仲介サイトへの部屋番号を含む所在地の掲載義務(新法民泊) ・海外居住事業者の国内代行業者への指導権限付与(旅館業法) ・海外仲介業者にかかる仲介業の登録徹底等(旅館業法、特区民泊)

○阪神港の物流機能強化

○競争力強化

- 国際コンテナ戦略港湾として必要な港湾施設整備の促進
 - 主航路の増深や地震時の機能維持を目的とするコンテナターミナルの耐震改良の早期完了
 - 大阪港フェリーターミナル再編事業の国直轄事業化
- 阪神港の機能強化に資する連携港湾における港湾施設整備の促進
- AIターミナル実現に向け、COMPASシステムの利用促進に向けた支援など国による取組強化
- カーボンニュートラルポート(CNP)実現に向けた国の支援強化
 - 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金制度」の拡充
 - 「CNPコンテナターミナル認証制度」における普及促進及び固定資産税等の特例措置の創設
 - 低炭素燃料(RD等)の安価かつ安定供給を図るための支援制度の創設
 - モーダルシフトの更なる利用促進に向けた国の支援強化

○集貨

- 阪神港の更なる集貨促進に資する新たな航路誘致や他港利用貨物の転換に対する支援強化

○創貨

- 新たな貨物創出に向けた次世代型倉庫等の物流施設の立地促進に対する支援制度の拡充

○ 子育て・教育環境の充実

(1) 保育無償化の拡充と在宅等育児支援の充実

(こども家庭庁)

【本市の提案・要望】

- 子育て世帯の経済的負担軽減とニーズに応じた支援策の強化
- 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保・充実

【現状・課題】

- 0～2歳児の子育ては、保育所等利用の有無など様々であり、保護者の育児負担等は大きいにも関わらず、支援が比較的手薄となっている。こども未来戦略でめざす将来像の実現に向けては、子育てしやすい環境を更に広げていく必要があるため、**保育無償化の拡充や在宅等育児への支援など、経済的な面を含めた支援の強化が必要である。**
- 利用保留児童は依然として多く、**根本的な待機児童問題は未だ解決していない。**本市では、万博閉幕後もIRの開業等による都市の成長に伴い、新たな雇用が創出されることなどから、**女性就業率は今後も増加し保育ニーズが更に増える**と見込まれる。保育を必要とする全てのこどもが入所できるよう受け皿を確保するとともに、労働環境を含め保育士等の処遇を抜本的に改善し保育人材を安定的に確保するため、**国による積極的な支援が必要である。**

(子育て世帯の経済的負担軽減とニーズに応じた支援策の強化)

- 全てのこどもが等しく教育・保育を受けられるよう、認可保育所等における**0～2歳児の保育料を無償化**すること。また、認可保育所等に準じた運営がなされている**企業主導型保育事業**についても同様に無償化する必要がある。
- こども誰でも通園制度について、**歳児別単価の増額や賃借料補助の給付費化**が示されたものの、**全国一律の金額**となっているため、都市部でも安定した事業運営をできるよう**実情に応じた金額**とする必要がある。
- 在宅等子育て家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう、支援メニューの受け皿拡大が必要であり、安定した運営と新規の参入促進のため、一時預かり事業については、**専任の保育士配置や0歳児の受入れ加算制度の創設、各補助区分の細分化と補助基準額の引上げ**が必要であり、**病児・病後児保育事業は、賃借料への補助制度の創設など財政措置の充実**が必要である。地域子育て支援拠点事業については、国の実施要綱では一般型は原則1日5時間以上開所とされているものの、**賃借料加算は、開所時間が6時間未満の事業所は補助対象とならないため、要件緩和**が必要である。

(「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保・充実)

- 待機児童対策のため、整備費が補助基準額を超過し過度な事業者負担となっている実態を踏まえ、**廃止された土地借料加算の加算適用や改修費等補助の単価嵩上げに代わる財政措置を講ずるとともに、本市実勢から乖離している賃借料加算額を東京都、埼玉県等と同額とするなどの見直し**を行うこと、また、安全・安心な保育環境確保のため、**老朽化施設の建替え等に対する、補助基準額の引き上げ、補助率の嵩上げ等**が必要である。
- 施設整備交付金の新たな仕組みでは、現在、待機児童対策に欠かせない存在となっている株式会社等が設置主体の場合、社会福祉法人等に比べ工事着工が半年程度遅れ、4月に開所できず待機児童が生じるリスクがあることから、**設置主体による取扱いの差をなくすべき**である。
- 保育士等の給与水準について人事院勧告に伴う引上げが実施されたが、一般労働者との格差は正に至っていないため、**国の責任において更なる給与改善**を図るべきである。
- 保育人材確保には、労働環境の改善や継続雇用の支援策の充実を図るなど、働き方改革に向けた取組を進めていく必要があるため、**完全週休二日制や有給休暇取得を促進する加配制度を創設**するとともに、保育の受け皿として1・2歳児を受け入れている**幼稚園型認定こども園**については、**他の認定こども園と同様、支援策の対象**とする必要がある。

- 1歳児に係る保育士等の配置について、5対1に配置改善を行う施設への加算が措置されたが、平均経験年数が10年以上などの要件が示され、本市では半数程度が対象外となる見込みであることから、経験年数の要件を撤廃すべきである。

担当：こども青少年局

○0～2歳児の保育料負担について（国制度）

※課税世帯の場合（子のカウント方法は所得水準により異なる）

	第1子	第2子	第3子
認可保育所等	全額	半額*	無料*
企業主導型保育事業	全額	全額	全額

本市では令和8年9月から全ての世帯を無償化

○一時預かり事業の補助制度

・専任の保育士配置

運営費基準額（300人以上900人未満）	3,492千円
【参考】保育士人件費（R7.8時点公定価格）	5,040千円

⇒ 国の運営費基準額では、**保育士1名分の給与にも満たない**

・0歳児受入（保育士配置基準）

0歳児 3:1 ⇔ 1・2歳児 6:1
⇒ 他の歳児と比べて**配置を手厚くする必要あり**

・補助区分の細分化と単価引上げ

（国基準）		（本市基準）	
年間延べ利用児童数	基準額	年間延べ利用児童数	基準額
300人～900人未満	3,492千円	300人以上～400人未満	3,492千円
		400人以上～500人未満	3,533千円
		500人以上～600人未満	3,574千円
		～	
		900人以上～1,000人未満	5,835千円
		1,000人以上～1,100人未満	6,112千円
		1,100人以上～1,200人未満	6,389千円

単価引上げ

加算制度の創設が必要

○病児・病後児保育事業の現状

区分	自己所有	賃貸物件
国補助	建設補助	改修補助
賃料負担（事業者）	—	自己負担 400千円程度

↓
賃料の経済的な負担が大きく、賃貸物件を活用した新規事業者の確保や安定した運営に繋がりにくい

賃借料加算制度の創設が必要

○保育所における開設年数と職員の平均経験年数の関係

保育所の開設年数	各施設における職員の平均経験年数									計
	1歳児配置改善加算の対象外					1歳児配置改善加算の対象				
	10年未満	5年未満	6年	7年	8年	9年	10～14年	15～19年		
5年未満	57.3%	4	9	10	7	5	25	1	0	61
5～9年	48.8%	4	5	7	20	8	41	4	1	90
10～19年	30.3%	0	1	9	10	7	46	12	4	89
20年以上	13.8%	0	2	4	7	8	81	43	7	152
総計	32.3%	8	17	30	44	28	193	60	12	392

- ・開設年数が短い保育所ほど平均経験年数が短い傾向にあるため、1歳児の配置改善は開設間もない施設の人材確保や質の向上にも必要。
- ・「平均経験年数10年以上」の要件をはじめ、すべての要件を考慮すると、対象となる施設は半数程度になることが見込まれる。

○企業主導型保育事業（※）と認可保育所等について

	企業主導型保育事業	認可保育所等
対象児	従業員枠	地域枠 （保育を必要とする地域の子ども）
利用料金	事業者が決定（国の目安額あり）	自治体が決定

（※）国が所管する保育事業（認可外保育施設の一つ）で、従業員を雇用する企業の主導で開設・運営する保育施設

○保育所整備の現状

・自己所有（定員84人新築・土地賃借なし）の場合

R7民間保育所整備補助金			R7実績額		
補助基準額	282百万円		整備費用平均365百万円		
補助金	212百万円	75%	補助金	203百万円	56%
法人負担	70百万円	25%	法人負担	162百万円	44%

・賃貸物件（定員90人改修）の場合

	R7基準額	R7実績額
整備費（改修費）	67,981千円 （嵩上げなし・3/4補助）	約118,142千円
賃借料	月額351千円 （給付費賃借料加算）	月額2,365千円 （賃料実績）

○給付費における賃借料加算区分・加算額

（令和7年度基準額（定員60人））

区分	都道府県	加算月額	R7地価公示（㎡）
a地域	東京都	486千円 （@8,100×60人）	東京都 1338.7千円
	神奈川県		横浜市 394.7千円
	埼玉県		さいたま市 359.4千円
	千葉県		千葉市 189.2千円
b地域	大阪府	264千円 （@4,400×60人）	大阪市 1059.8千円
	奈良県		奈良市 151.0千円
	滋賀県ほか		大津市 102.6千円

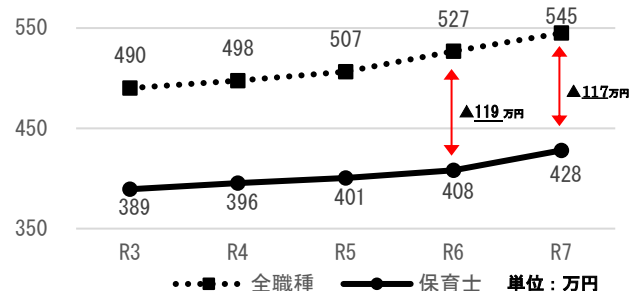
○施設整備交付金を活用した整備スケジュール（株式会社等の場合）

	計画※協議		工事着工	開所
従来	1月	待機児童発生見込数に基づき協議	8月	翌年4月
新たな仕組み	8月	4/1時点の申込者数からの増加見込数等に基づき協議	翌年2月	翌年10月

※交付金協議の前提となる待機児童解消の計画

株式会社等が保育所新設の応募の約7割を占めており、新たな仕組みでは、翌年度のニーズ増加に対応する整備ができない状況

○保育士と全職種の賃金格差（全国・年収）



【出典】令和7年度 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

○ 子育て・教育環境の充実

(2) 全ての妊産婦等・子育て世帯・こどもへの包括的な支援の推進

(こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省)

【本市の提案・要望】

- 妊娠前からのライフステージを通じた切れ目のない支援の推進
- 児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への支援にかかる財政措置
- ひとり親家庭への支援の充実など、こどもの貧困対策の推進

【現状・課題】

- こどもへの投資は「未来への投資」であり、こどもへの支援は当然のこと、現役世代への重点投資として、こどもを望む世帯や子育て世帯へもサービスを拡充し、きめ細やかで切れ目のない支援に取り組む必要がある。そのためには、こども家庭庁が司令塔となり、抜本的な社会構造改革や制度改正、こども関連予算の大幅増などの財政措置とあわせて、自治体独自の取組を率先して支援し、好事例が全国に広まるよう展開する必要がある。
- こどもの貧困対策は国をあげて取り組み、こどもたちの未来が生まれ育った環境により左右されることなく、等しく教育を受けられ、進路をあきらめずに自らの可能性を追求でき、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざす必要がある。

(妊娠前からのライフステージを通じた切れ目のない支援の推進)

- 包括的な支援の取組は、妊娠前から始まっている。こどもを生み育てることを希望する世帯が安心して必要な不妊検査や不妊・不育治療を受けられるよう、早期に保険適用の範囲を拡大するとともに、保険適用されるまでの間においては、検査費や治療費に係る全国統一的な助成制度が必要である。
- 出産後から就学前まで切れ目なく乳幼児の健康の保持及び増進を図るためには、これまでの健康診査に加え、1か月児健康診査及び5歳児健康診査の実施が重要であり、国においては令和10年度までに全国100%の実施をめざしているが、補助率が1/2となっているため、財政措置の拡充が必要である。

(児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への支援にかかる財政措置)

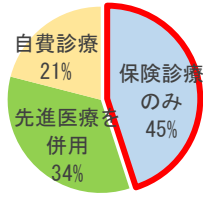
- 外国につながる児童が増え、児童福祉施設等ではアレルギー対応やけが等の際に翻訳機だけでは十分なコミュニケーションが図れず苦慮している。スマートフォン等で即時にリモート通話できる翻訳システムは正確で迅速な意思疎通が可能のため、施設がいつでも利用できる環境を整備する自治体の事業スキームに財政措置が必要である。

(ひとり親家庭への支援の充実など、こどもの貧困対策の推進)

- ひとり親家庭、特に母子世帯については、実態調査から経済状況が極めて厳しいことが明らかになっており、自立に向けた就労支援が、こどもの貧困対策として効果的である。そのため、昨今の物価高騰を含む社会情勢の変化を踏まえ高等職業訓練促進給付金を引き上げ、修学に専念できる環境を整えることや、就職に有利な看護師等の専門学校への入学に向け、予備校等の専門学校受験対策講座の費用に対する補助制度の創設が必要である。
- 医療費助成全般について早期に国において制度化すべきであり、特にひとり親家庭への制度は全ての都道府県で実施済みのため、国による財政措置が必要である。
- 施設入所中の高校生等が、希望しながらも学習塾等による勉学の機会が少ないことを理由に大学等への進学を断念し、結果として職業選択が制限され、貧困の連鎖を生むこととならないようにする必要がある。こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、高校生の学習代等についても中学生と同様に上限のない実費額の支弁が必要である。

担当：こども青少年局

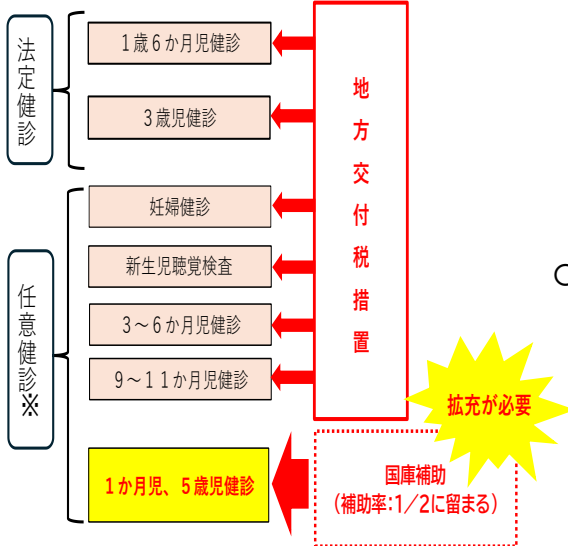
○大阪市内医療機関における不妊治療の保険適用後の実態調査結果（令和4年8月）



令和4年4月より体外受精・顕微授精を伴う不妊治療が保険適用されたものの、市内医療機関での治療実績(令和4年4~6月)において、**保険診療のみで実施できた割合は45%**であり、一定の経済的負担は残っている。
※生殖補助医療を実施する市内医療機関へのアンケート調査

経済的な負担を軽減し、子どもを望む方が安心して必要な検査や治療を受けられるよう、国が**安全性・有効性を一定評価した治療や検査について、早期に保険適用**するとともに、保険適用されるまでの間の助成制度が必要
※令和5年4月：本市独自で助成制度創設

○妊婦健診、乳幼児健診の現状



※母子保健法(抄)
第十三条 前条の健康診断のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診断を行い、又は健康診断を受けることを勧奨しなければならない

○大阪市における外国人住民数の動向

	R7.12月(a)	R3.12月(b)	増加率(a)/(b)
人口	214,337人	138,748人	1.54倍
比率	7.7%	5.1%	—

人口・比率とも政令指定都市最多
外国人の転入超過(社会増)19,903人は全国最多(R7.1月時点)

○外国につながる児童・保護者への意思疎通にかかる課題

保育所等(859か所)へのアンケート結果【R7.8月実施】	
日本語での意思疎通が難しい児童等がいる保育所等 約54%	
(多く使用されている言語) ベトナム語、中国語、ネパール語、英語、タガログ語など	
児童や保護者への対応で困った主な意見	児童に関する情報を聞き出せない トラブルの際の状況伝達が難しい 緊急時の対応がスムーズにいかない 翻訳機だけでは細かいニュアンスが伝わらない

・意思疎通を図るために緊急性と正確性に対応できる支援が必要
・児童の安全確保や保護者支援の環境整備は、自治体の責務

○大阪子どもたちの生活に関する実態調査結果

主な貧困課題 (令和5年度)
 ・世帯の経済状況が、子どもの生活や学習環境、学習理解度に影響
 ・ひとり親(特に母子世帯)の経済・生活状況の厳しさ
 ・困窮度の高い世帯は複合的な課題を抱え総合的な支援が必要 など

主な項目 (市立小5・中2の全児童・生徒と保護者)	等価可処分所得※1	
	中央値以上※2	中央値の50%未満
子どもに服や靴を買えなかった	1.9%	19.3%
学校の勉強がよくわかる	34.1%	18.6%
母子世帯の割合	14.3%	52.9%

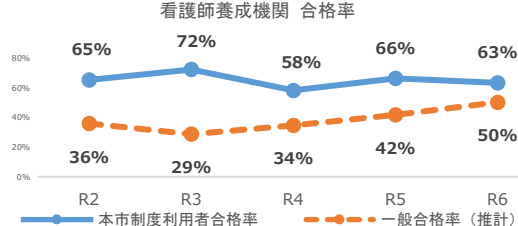
※1 所謂、手取り収入を世帯人員の平方根で除し調整した所得 ※2 本調査では265万円

○ひとり親家庭への就労自立支援施策の状況
・高等職業訓練促進給付金

年 度	H21	H22	H23	H24	H29	H30	R元	R7
支給人数	147	204	127	56	65	108	113	82
給付単価(千円)	141	141	141	100	100	141	141	141
(国基準額)	141	141	141	100	...	100	100	100
支給期間上限	全期間	全期間	全期間	3年	3年	3年	4年	4年

国制度が拡充されていた平成21年~23年の実績をもとに、平成30年より市負担で補助額の上乗せにより、利用者が増加する効果が得られたため、給付額の引上げが必要

・専門学校等受験対策給付金 ※市単独事業



・予備校などが実施する専門学校等受験対策講座の受講費用を補助(給付上限額330千円)
 ・看護師養成校の社会人入学定員が少ないなか、本市制度利用者の合格率は、一般受験者の合格率より高く推移しており事業効果が確認できる。
 ・ひとり親家庭の安定した就労や自立につながる資格取得のため、国による補助制度の創設が必要

○施設入所児童(里親委託含む)の学習代に支弁される措置費の状況

	教育費	教材費	部活動費	学習塾費(中学)、補習費(高校)
中学生 基準	9,380円	実費(上限なし)	実費(上限なし)	実費(上限なし)
高校生 基準	公立:28,330円 私立:39,540円			月額20,000円(高校3年) 月額25,000円

学校生活(課外活動含む)及び学校外の学習費用について、中学生は実費が支給されるが、高校生は上限設定があり、不足分は施設等の負担となる。特に里親委託においては、不足分が里親個人の負担とならざるを得ない。

○ 子育て・教育環境の充実

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の充実

(こども家庭庁)

【本市の提案・要望】

- 児童虐待の発生の予防及び迅速・的確な対応のための体制強化と財政措置
- 社会的養護の充実
- 施設退所者等への自立支援の充実

【現状・課題】

- 児童虐待相談対応件数が高い水準で推移するなか、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし児童虐待防止対策を推進するためには、こども相談センター（児童相談所）の機能強化とともに、市民に身近な区役所（こども家庭センター）との連携・支援の強化や被虐待児の受け皿ともなる児童養護施設等の養育環境の充実を図る必要がある。
- 児童養護施設等においては、夜間勤務等の負荷が大きい勤務内容のため、職員の離職率が高く、人材確保に苦慮している。また、物価高騰等の影響により、施設整備工事費の急騰や、施設入所児童（里親委託含む）の生活に必要な経費にかかる措置費が実態と乖離していることによる法人負担が生じており、負担軽減措置が必要である。
- 法改正により児童自立生活援助事業が拡充され、措置解除後も施設等で継続して生活できることや、社会的養護自立支援拠点に支援コーディネーターが配置されるなど、事業利用者に対する支援体制の充実が図られたものの利用は伸び悩んでいる。一方、児童相談所において全ての措置解除者等の支援計画の作成を担ってきた自立支援コーディネーターの配置が見直されたため、施設退所後の生活の変動に対応できず、必要な支援にもアクセスできない社会的養護経験者の増加が危惧される。

（児童虐待の発生の予防及び迅速・的確な対応のための体制強化と財政措置）

- 区役所における相談支援体制・専門性の強化及び児童相談所との連携強化のために、児童相談所に配置する区役所支援のための児童福祉司を、指定都市で1人ではなく、複数ある児童相談所ごとに配置するための制度改正と財政措置の拡充が必要である。

（社会的養護の充実）

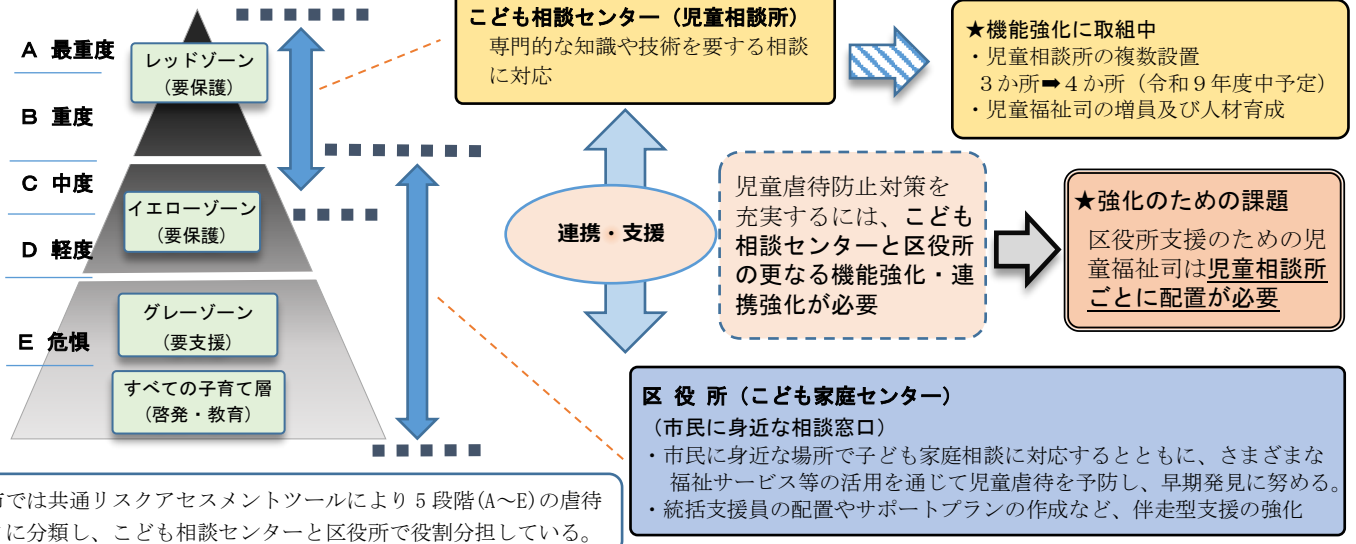
- 児童養護施設等における施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、児童指導員等の人材不足の深刻化が見込まれるため、離職防止は急務であり、人材確保策、離職防止策として宿舍借り上げ支援制度の創設等とともに、措置費事務費の職員配置改善加算の拡充に加え、業務の困難性・特殊性に見合う社会的養護処遇改善加算の増額が必要である。
- 施設整備補助金は算定基準の見直しが行われた結果、地域小規模児童養護施設の新設にかかる法人負担は改善されたが、労務コストや資材コストは上昇しており、施設全体の拠点となる本体施設の建替整備では工事費負担が過大となるため算定基準の引き上げが必要である。
- 施設入所児童（里親委託含む）に対して支弁される措置費について、昨今の物価の高騰により実際に学校等に支払う額と大きく乖離しているため、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費について、単価の引上げ又は実費額の支弁が必要である。

（施設退所者等への自立支援の充実）

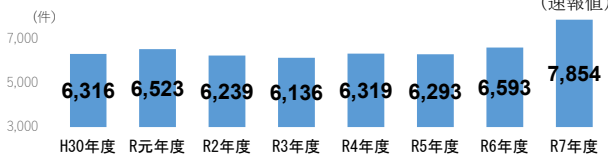
- 全ての施設退所者等の自立支援を推進するため、児童相談所に専門の自立支援コーディネーターを配置し、施設退所前の自立に向けた準備期間から施設退所後まで継続的な支援を行うことができるよう、同雇用経費等に係る安定的な財政措置が必要である。
- 児童養護施設や母子生活支援施設の利用者が、退所後に自立した生活を営むことができるよう、つながりを持った施設が一貫した支援を安定的に行うため、措置費の加算対象となっている自立支援担当職員を必置とすることが必要である。

担当：こども青少年局

○子育て支援・児童虐待対応体制



○子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移



○児童養護施設等における小規模化の状況及び必要職員数

	R 6	R 11
本園内小規模グループケア数*1	53か所	73か所
地域小規模・分園型グループケア数*1	31か所	66か所
必要職員数 *2	576人	682人

*1 大阪市社会的養育推進計画（令和7～11年度）から作成
*2 措置費制度で最大限加算配置した場合の直接処遇職員数

○児童養護施設等における児童指導員等の平均賃金

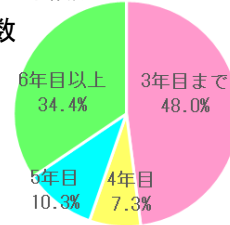
児童養護施設等（大阪市）*1	保育士（全国）*2	全職種（全国）*2
403万円	408万円	527万円

*1 令和6年度民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善加算実績報告書より算出
*2（参考）令和6年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から作成

○児童養護施設等における児童指導員等の離職率と勤続年数

	R 6
児童養護施設等（大阪市）*1	13.4%
保育施設保育士（全国）*2	9.1%

*1 児童指導員・保育士・母子支援員を対象とした本市所管施設へのアンケートから作成（令和7年11月実施）
*2（参考）厚生労働省「社会福祉施設等調査」から作成



離職率が高く、定着促進に向けた対策が必要

令和7年度民間施設給与等改善費適用申請書・計画書より（R7.4.1時点）

○児童養護施設 措置費事務費保護単価（R7）

基準（定員：児童指導員等の職員数）	事務費単価（児童養護施設定員75人の場合）
最低基準（5.5:1）	187,220円
配置改善（5:1）	198,000円
配置改善（4.5:1）	211,440円
配置改善（4:1）	230,950円

負担軽減のため4:1を超える配置改善をしたときの事務費単価を設ける必要がある。（現状は施設負担により運営）

○児童養護施設等整備の現状（R7）

児童養護施設（本体施設）		乳児院（本体施設）	
補助対象経費	586百万円	補助対象経費	807百万円
補助金	386百万円 66%	補助金	312百万円 39%
法人負担	200百万円 34%	法人負担	495百万円 61%

※割合は千円単位の金額により算出
補助制度では法人負担が1/4となっているが、**大きく超過している実態**にある。（次世代育成支援施設整備交付金）

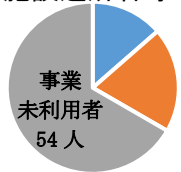
○見学旅行費等における措置費単価と市管施設における支出平均

	見学旅行費		入進学支度金		夏季等特別行事費	
	措置費単価	平均額※	措置費単価	平均額※	措置費単価	平均額※
小学校	22,690円	24,005円	64,300円	87,715円	3,150円	14,991円
中学校	60,910円	72,652円	81,000円	93,674円	3,150円	21,578円
高等学校	111,290円	146,336円	86,300円	143,898円	-	-

※平均額は本市管轄施設等に対して令和7年3月に実施したアンケート調査による

学校行事の費用について**不足分は施設等の負担**となる。特に里親委託においては、不足分が**里親個人の負担**とならざるを得ない。

○施設退所者等の状況



令和6年度 施設等措置解除者81人の状況（18歳以上）
施設等で生活継続 11人
拠点事業活用 16人
事業未利用者 54人

就労者（市管施設退所後）の状況	
半年以内に離職	27%
半年から1年で離職	15%
1年以上就労継続	58%

令和6年度施設退所者の**42%が1年以内に離職**（※令和5年度45%）

全ての者を対象に自立前から自立支援の専門性を持つ職員による支援が必要。

○ 子育て・教育環境の充実

(4) こどもの教育環境の充実

(文部科学省)

【本市の提案・要望】

- 学校給食費の無償化実施に係る中学校給食を含めたさらなる財政措置
- 児童生徒の急増対策に係る国庫負担制度等の拡充及び老朽化が進む学校施設の維持管理・更新を推進するための制度拡充並びに財源の確保
- ICT 活用における将来にわたる費用の継続的かつ十分な財政措置
- 外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進

【現状・課題】

(学校給食費の無償化)

- 大阪市立学校の児童生徒の学校給食費は、義務教育無償の趣旨を踏まえ、令和5年度から全員全額無償化を本格実施しているが、本来学校給食は、国の施策において無償となっている教科書等と同様に義務教育無償の範囲内に位置づけるなどすべきである。令和8年度より、国から小学校給食への財政措置は実施されているが、国が定める基準額と本市の給食費相当額に乖離があるため、超過部分も含めた全額支援が必要である。また、中学校給食についても、給食費相当額の財政措置が必要である。

(児童生徒の急増対策・学校施設の老朽化対策等)

- 本市では「大阪市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、児童・生徒の急増による教室不足や学校施設の老朽化といった課題に取り組んでいる。
- 本市中心部の学校における児童・生徒数の増加による教室不足や運動場の狭隘化の解決に向け、新たな対策を検討している。その実現に向けては、国の制度拡充や財源の確保が必要であり、最大3年先の学級数でしか補助資格を算定できない、いわゆる前向き資格について、児童推計増を可能な限り先を見据え必要な教室数を整備できるよう制度を改正するとともに、補助単価の引上げが必要である。
- 特に都心部における児童数の急増は顕著であり、新增築の補助率嵩上げが必要である。
- 学校は児童生徒の生活の場であり、災害時の収容避難所等にも指定され、老朽化対策を進めていく必要があることから、「学校施設環境改善交付金」の補助率の嵩上げ及び補助単価の引上げが必要である。

(ICT 活用のための環境整備)

- 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿った「アクセス制御を前提としたネットワーク」の構築・セキュリティ対策等に係る財政措置が必要である。
- 1人1台学習者用端末更新に係る経費が補助対象となったものの、補助基準額と実際の価格に差が発生することが見込まれることから、補助基準額の見直しが必要である。
- 1人1台学習者用端末の活用を促進するため、家庭学習のための通信費等について補助制度が創設されていないことから、増大することが見込まれる家庭でのオンライン学習に必要な通信費等も含め、将来にわたる継続的な費用等について財政措置が必要である。

(外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進)

- 外国につながる児童生徒の教育の充実のため、日本語指導に必要な教員定数(児童生徒18人に対し教員1人)の改善や、日本語指導及び母語・母文化の保障に必要な補助制度の拡充が必要である。
- 国家資格「登録日本語教員」を有する者が、小中学校において教員免許を所持することなく、日本語指導ができるよう措置が必要である。

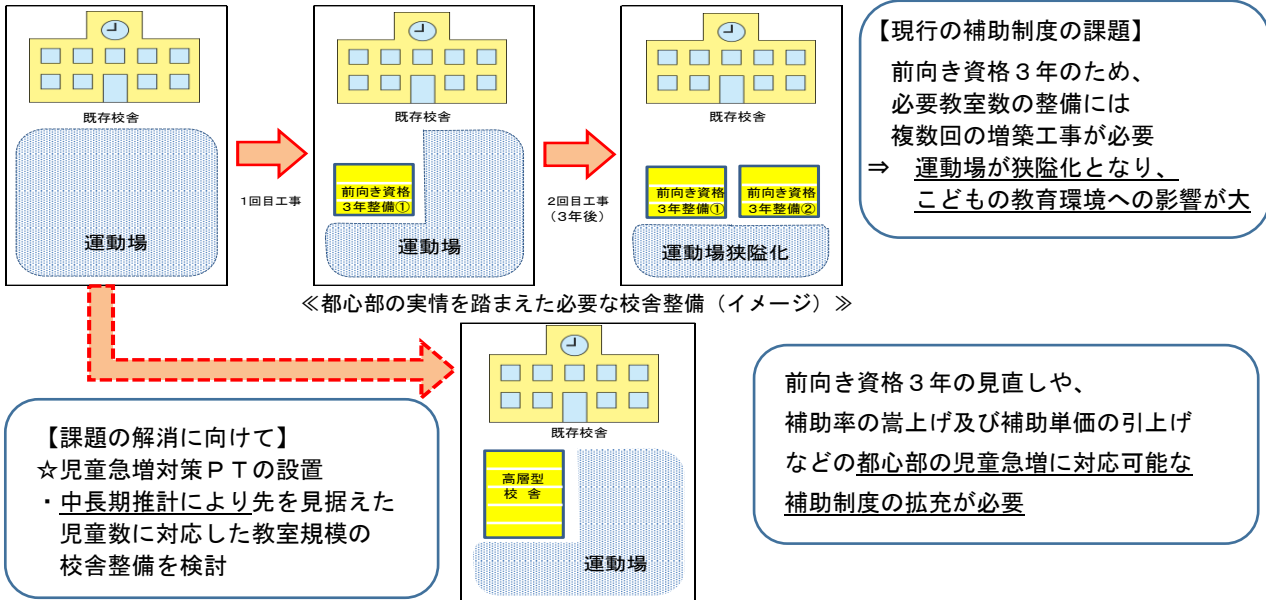
担当：教育委員会事務局

○ 公財政による教育分野への支出等

	対象者	根拠法令
授業料不徴収	国公立の義務教育諸学校の児童生徒	日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条
教科書無償給与制度	義務教育諸学校の全児童生徒	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

○ 現行の補助制度による増築校舎整備の課題

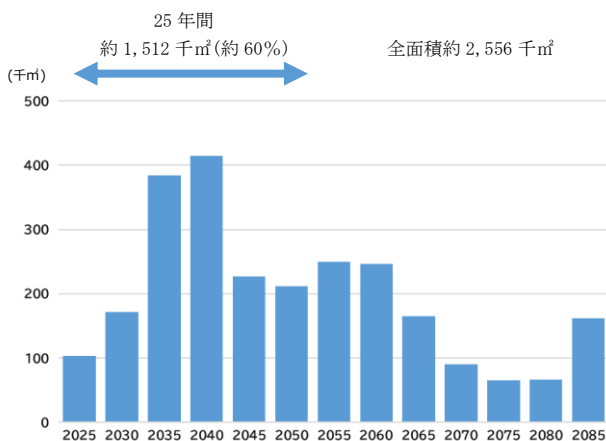
《現行の補助制度による校舎整備（イメージ）》



○ 耐用年数を迎える学校施設の校舎面積（耐用年数：60年）

【現行の課題】

今後25年間で全体の約6割が築後60年引き続き、改修工事等が必要



○ 大阪市における日本語指導が必要な児童生徒

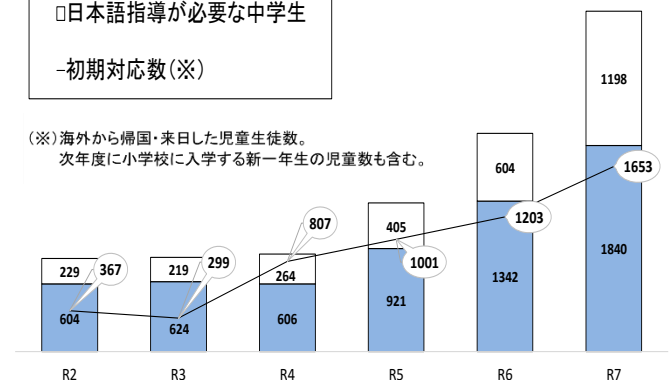
日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加しており、日本語指導及び母語・母文化の保障の必要性は増している

■日本語指導が必要な小学生

□日本語指導が必要な中学生

-初期対応数(※)

(※)海外から帰国・来日した児童生徒数。
次年度に小学校に入学する新一年生の児童数も含む。



○ 学習者用端末に対する国の財政措置の状況

項目	端末整備費	家庭学習通信費	セキュリティ対策費	ライセンス費用	運用保守費用
国の財政措置	△	×	×	×	×

※補助基準額の引上げが必要

補助基準額：5.5万円/台、R8契約額：約7万円/台

(令和8年4月時点)

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(国土交通省・内閣府・総務省・環境省)

【本市の提案・要望】

- 防災・減災、国土強靱化の推進に係る財源の確保
- 巨大地震や激甚化する風水害への防災・減災対策を推進させるための制度の拡充・継続及び財政支援
- 気候変動に対するインフラ分野における脱炭素化の推進に関する支援

【現状・課題】

- 本市は、大きな河川と海に囲まれた平坦な低地で、内水や高潮等の水害に弱い地形であるため、過去から高潮対策や治水対策に取り組んできたところであるが、気候変動の影響による災害の全国的な頻発・激甚化や、南海トラフ地震については、マグニチュード8~9クラスの地震の30年以内の発生確率が高いと評価されているなか、将来にわたって災害に強くてしなやかな都市として成長・発展していくためには、ソフト・ハード両面から、国土強靱化に向けた取組を、より一層進めていく必要がある。

(防災・減災、国土強靱化の推進に係る財源の確保)

- 「国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組に対する財源については、今後、取組を計画的かつ着実に推進するために、物価高騰等への対応を踏まえつつ、安定的、継続的に確保するとともに、各年度の当初予算においても積極的に配分されたい。

(巨大地震や激甚化する風水害への防災・減災対策を推進させるための制度の拡充・継続及び財政支援)

- 防災・減災対策の推進には、気候変動を踏まえた防波堤及び海岸堤防の嵩上げ・改良や下水道施設の浸水対策、河川堤防の耐震対策など、洪水・高潮、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための対策を推進するために必要となる国費総枠の拡大と継続的な財政支援及び補助制度の拡充が必要である。特に、危険物取扱施設に近接した箇所の堤防耐震対策は、高度な技術力を要するため国直轄事業による早急な対策が必要である。
- 緊急交通路の無電柱化や、能登半島地震での教訓を踏まえた上下水道一体の地震対策など、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための対策を推進するため、継続的な財政支援と制度拡充が必要である。
- また、国土強靱化に向けた取組を、より一層進めていくためにも、防災・減災対策を促進できるよう創設された緊急自然災害防止対策事業債の制度拡充や地方単独事業において交付税措置を受けることが可能となる制度創設が必要である。

(気候変動に対するインフラ分野における脱炭素化の推進に関する支援)

- 地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念され、気候変動対策の推進は地球規模での対応が求められる喫緊の課題とされているなか、市民の安全安心な暮らしを確保するインフラにおいても、脱炭素にかかわる役割と責任を積極的に果たしていくことが必要となっている。このため、道路の脱炭素化の推進に資する取組や、防災・減災に資するグリーンインフラの創出など脱炭素化の推進に対する基準整備や財政措置等の支援が必要である。

担当：大阪港湾局・建設局

○防災・減災、国土強靱化の推進に向けた「国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組への安定的・継続的な財政支援

主な本市対策事業	
<p>■大規模地震に備えた社会基盤施設の耐震対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸・河川堤防の耐震・液状化対策 ・下水道施設（排水施設）の耐震対策 ・上下水道が一体となった地震対策 <p>■気候変動の影響を踏まえた水害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動を踏まえた防波堤及び海岸堤防の嵩上げ・改良 ・気候変動を踏まえた下水道施設による浸水対策 ・大阪港内埋立地の浸水対策（護岸等の嵩上げ等） <p>■災害耐力の低下を防ぐためのインフラ老朽化対策</p> <p>■災害復旧段階の災害への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤の復旧・復興に不可欠な道路区域境界線座標データの整備 	<p>■緊急輸送・避難に資する交通ネットワーク機能や防災拠点機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路の無電柱化 ・道路ネットワークの機能強化対策 ・道路交通の低炭素化（安全快適な自転車利用環境の創出） ・防災拠点としての公園整備 ・指定緊急避難場所の指定に向けた橋梁の耐震対策 <p>■消防・防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両、防災拠点等の整備

○防災・減災、国土強靱化の推進に向けた制度の拡充・継続

項目	提案
<p>➤ 気候変動の影響を踏まえた高潮対策（海岸堤防の嵩上げ・改良）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防の嵩上げ等、国土強靱化に資する改修事業について、補助率 2/5→1/2
<p>➤ 危険物取扱施設の近接箇所における堤防耐震対策等の直轄事業化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防背後に危険物取扱施設が立地している此花地区の対策にあたっては、企業活動に極力配慮した高度な技術力が必要 ・国直轄事業による堤防耐震対策等の実施
<p>➤ 緊急交通路の無電柱化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電線管理者による単独地中化の促進や電線管理者への包括委託に関する仕組みの構築
<p>➤ 橋梁耐震対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点配分対象事業に関する要件緩和（各要素事業の事業費の要件） ・指定緊急避難場所の指定に向けた橋梁
<p>➤ 地方債制度の制度拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自然災害防止対策事業債の対象拡充（排水機能確保に資するポンプ施設等の改築・管渠施設の改築等） ・国土強靱化に資する避難路・緊急交通路の地方単独事業において交付税措置を受けることが可能となる制度創設

危険物取扱施設近接箇所の直轄事業化（大阪港 此花地区）



○気候変動に対するインフラ分野における脱炭素化の推進に関する支援

項目	提案
<p>➤ 脱炭素社会に向けた取組（道路の脱炭素化の推進に資する取組）（グリーンインフラを活用した防災・減災対策）（カーボンニュートラルも見据えた下水処理場再構築）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路における脱炭素化を推進するため、『道路分野の脱炭素化政策集』へ掲載した政策における財政支援、低炭素材料の導入に向けた基準整備等 ・雨水浸透・延焼遮断・温室効果ガス吸収など、多様な防災・減災に関する機能をもつグリーンインフラとしての樹木（街路樹・公園樹）の豊かな緑陰形成までの財政支援 ・カーボンニュートラルをはじめとする複数の施策へ包括的・効果的に寄与する下水処理場の再構築事業に対する、個別補助制度の創設や交付金の重点配分

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 建築物・民間鉄道施設の耐震化、密集市街地整備等

(国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

- 建築物の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 民間鉄道施設の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保

【現状・課題】

- 平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、大阪市内で震度 6 弱を観測し、今後も南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧され、甚大な被害が想定されている。平成 28 年に発生した熊本地震では、新耐震基準以前に建築された住宅や、鉄道施設等が大きな被害を受けており、住宅の倒壊防止をはじめ、多数の市民が利用する建築物・鉄道の耐震性や、密集市街地の防災性を高めることの重要性が再認識されたところであり、建築物・民間鉄道施設の耐震化や、密集市街地の整備に着実かつ早急に取り組む必要がある。

(建築物の耐震化の促進)

- 民間住宅の耐震化を促進するとともに、東日本大震災における吊り天井の脱落被害を踏まえ、市設建築物の吊り天井脱落対策の着実な推進を図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」における民間住宅の耐震改修に対する補助限度額の更なる引上げ及び市設建築物の天井の耐震改修に関する対象建築物に係る要件緩和、補助対象限度額の撤廃、補助率の引上げが可能となるよう、制度拡充及び財源の確保が必要である。

(民間鉄道施設の耐震化の促進)

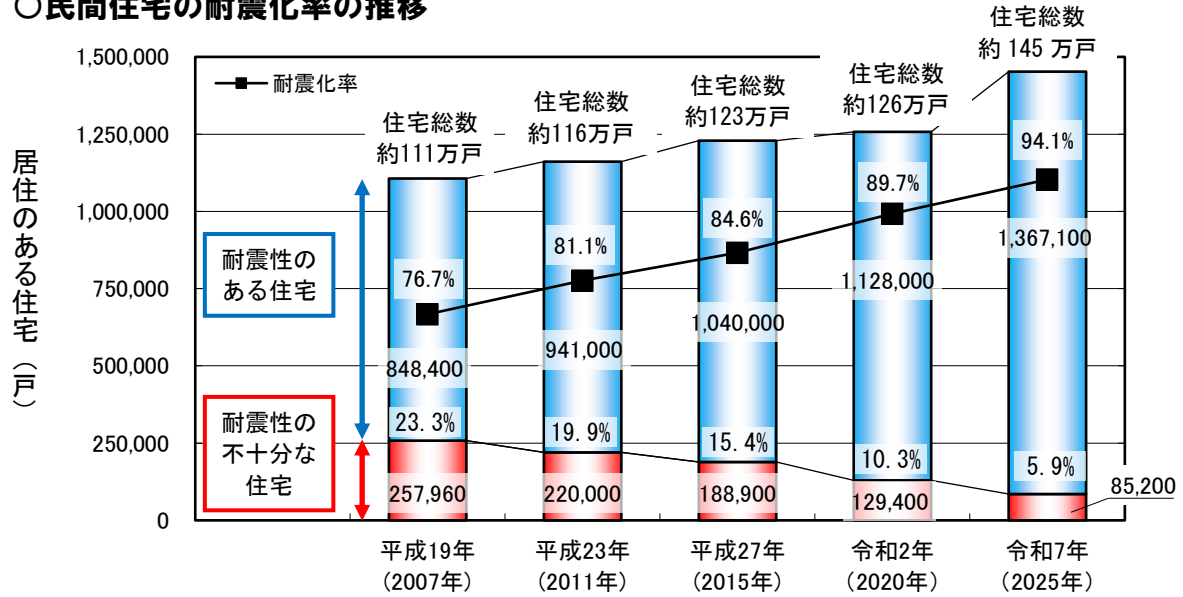
- 民間鉄道事業者が国の基準に基づき行う鉄道施設の耐震化の完了に向けて、耐震改修費補助に係る地方負担額への起債充当を可能とする制度拡充及び財源の確保が必要である。

(密集市街地整備の推進)

- 国は住生活基本計画において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和 12 年度までにおおむね解消することを目標としており、大阪市には、この密集市街地に該当する約 90ha をはじめ、面的な災害の可能性が高い密集市街地が約 3,800ha あることから、民間老朽住宅の除却や建替えの促進を図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金について、基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における令和 8 年度末までの時限措置として実施されている老朽建築物等除却補助における補助率引上げの継続、並びに密集市街地整備の推進を継続して実施していくための財源の確保が必要である。

担当：都市整備局・計画調整局

○民間住宅の耐震化率の推移



住宅・土地統計調査から推計

- ・「大阪市耐震改修促進計画」（令和8年3月改定）において、耐震性が不十分な住宅を令和17年までにおおむね解消とする目標を定めている。

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令の概要

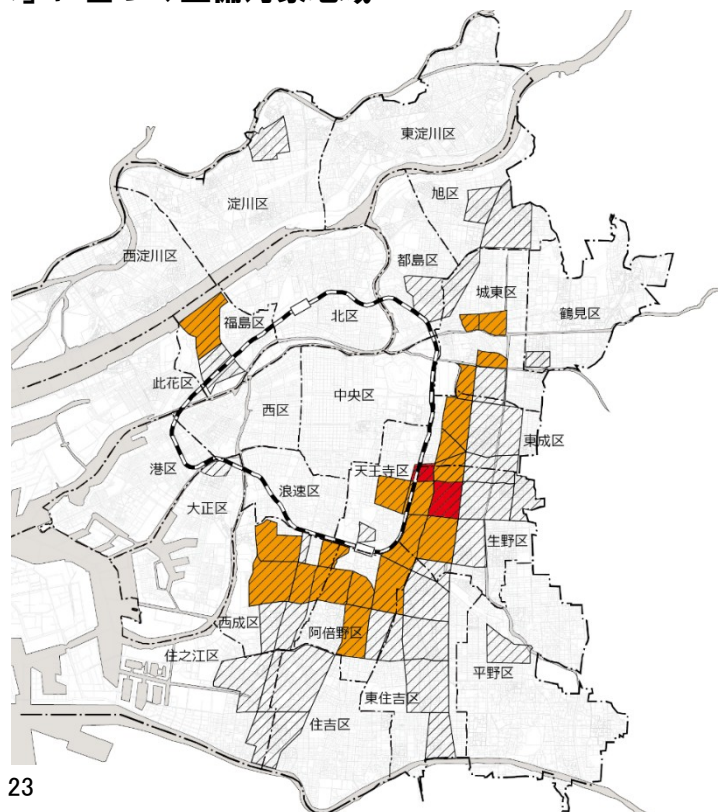
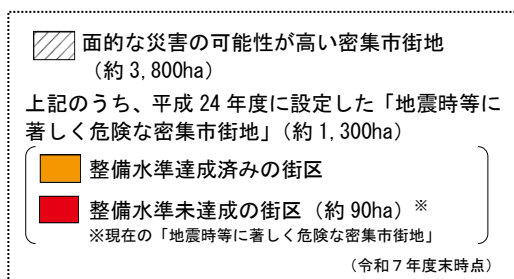
耐震補強の対象・地域	耐震補強の目標
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の橋りょう等 ^{※1}	速やかに
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区のPC桁を支えるラーメン橋台 ^{※2}	令和9年度末
一日あたりの平均乗降客数が1万人以上のターミナル駅 ^{※1}	速やかに
緊急輸送道路等と交差・並走する線区の橋りょう等 ^{※1}	速やかに

・首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6弱以上が想定される地域が対象

※1 大阪市内の進捗率：約99.4%（令和7年度末時点）

※2 令和5年4月1日の省令改正により追加

○「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づく整備対象地域



○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 将来を見据えたインフラ施設・市設建築物の老朽化対策

(国土交通省・総務省・経済産業省)

【本市の提案・要望】

- インフラ施設の維持管理・更新を推進するための制度の創設・拡充及び財源の確保
- 下水道事業に係る国庫補助制度の創設・継続及び重点的な予算配分の拡充
- 公共施設等適正管理推進事業債制度の延長及び対象の拡大

【現状・課題】

- 本市は、高度な都市機能を支える都市基盤として、古くから膨大な量のインフラ施設を整備してきており、老朽化も進行していることから、これまでも、道路、橋梁など個別施設毎に維持管理計画を順次策定し、長寿命化を基本とした維持管理・更新によりコストの平準化と抑制に取り組んできた。
- あわせて、令和7年3月に策定した「大阪市公共施設マネジメント基本方針」(第2期計画)に基づき、中長期的な視点に立って公共施設の維持管理をより計画的に進め、施設の安全確保・機能維持を着実に進めていくこととしている。

(インフラ施設の老朽化対策)

- 「国土強靱化実施中期計画」において、災害耐力の低下を防ぐための重点的な施策の一つとされている、**インフラ老朽化対策の更なる推進**に向け、予防保全による長寿命化や大規模改修・更新の計画的実施に加え、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故や水道管の漏水事故等を踏まえ、上下水道施設の老朽化対策が可能となるよう、**引き続き予算・財源を確保**する必要がある。
- 道路施設、河川管理施設、公園施設及び港湾・海岸施設の計画的・効率的な維持管理・更新を推進するため、状態監視を確実に実施するための**点検費用の起債充当などの地方債に係る制度拡充**が必要である。また、老朽化による損傷により都市活動に与える影響の大きい施設等について、社会資本総合整備事業及び個別補助事業における**交付要件の緩和・重点配分対象施設の拡大・補助率の嵩上げ等、維持管理・更新に係る国庫補助制度等の拡充**が必要である。
- 水道の施設整備事業に関する交付金等の採択基準の更なる緩和や対象施設の拡大、工業用水道の施設整備事業に関する補助金の老朽化対策への予算措置等、**水道及び工業用水道の更新整備に係る国庫補助制度の拡充**が必要である。
- 多種多様な施設の法定点検をより効率的・効果的に行うため、**コスト低減効果にかかわらず新技術の活用を可能とする制度拡充や、新技術を実用化するために必要な基準の整備や検討費用に係る財政措置**が必要である。

(下水道事業に係る国庫補助制度)

- 従来から下水道の公共性・公益性を踏まえ、使用者・地方・国、それぞれの責務が明確に示されている。これに基づく費用負担が前提となる**機能維持(改築)に係る現行の国庫補助制度の継続**が必要である。
- 下水道施設については、管路だけでなく、処理場についても適正に管理されていなければ、下水道システム一体として機能せず、市民生活に大きな影響を与える可能性があるため、これまで以上の規模で**予算・財源を安定的、継続的に確保**する必要がある。

- 「下水道事業における事業マネジメント」の考え方にに基づき、老朽化対策を起点として、国土強靱化、カーボンニュートラル、広域化・共同化などに包括的・効果的に寄与する下水処理場再構築事業に対し、個別補助制度の創設や交付金の重点配分が必要である。

(公共施設等適正管理推進事業債制度の延長・拡大)

- 令和8年度までの時限措置である「公共施設等適正管理推進事業債」について、制度の期間を延長するとともに、災害対策等において重要な役割を担う公用施設（区役所や消防署等）や、長寿命化対策を推進する必要があるインフラ施設（橋梁等の大規模構造物）を対象とすることが必要である。

担当：建設局・大阪港湾局・水道局・政策企画室・都市整備局

○老朽化対策に係る財源の確保

〈防災・減災、国土強靱化の推進に向けた「国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組〉

項目	主な本市対策事業
予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	・道路施設の老朽化対策 ・都市公園の老朽化対策 ・下水道・河川の老朽化対策 ・港湾・海岸施設の老朽化対策

○地方債に係る制度の拡充

内容	提案
点検費用に係る地方負担額への起債充当	道路、河川管理、公園及び港湾・海岸施設の点検費用への起債充当

○交付金・国庫補助制度の拡充

施設	現状	提案
道路	「道路メンテナンス事業補助制度」対象施設（道路橋、門型標識など5施設のみ）	舗装や大型標識（門型を除く）、共同溝などの点検・対策について、補助金の対象施設とすることで、老朽化対策を促進
河川	「河川メンテナンス事業補助制度」対象施設（鋼矢板構造などの特殊堤護岸は対象外）	治水機能上及び背後地等の状況から、確実に機能確保を図る必要のある区間の鋼構造護岸について、耐震化等の強靱化と合わせた計画的な施設更新への重点配分及び長寿命化対策に係る国庫補助制度を創設することで、老朽化対策を促進
港湾・海岸	法定点検について、個別補助の対象外	道路施設と同様に、港湾・海岸施設も個別補助の対象とすることで、老朽化対策を促進
	港湾メンテナンス事業（港湾施設改良費統合補助）について、補助率 1/3（港湾） 廃止した岸壁から護岸への転用について、個別補助の対象外	補助率を嵩上げすることで、老朽化対策を促進 補助率 1/3→1/2（港湾） 廃止した岸壁の護岸への転用も個別補助の対象とすることで、インフラ施設の更新を促進
都市公園	公園施設のバリアフリー化について、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の交付金対象（通常配分枠のみ）	都市公園移動等円滑化基準に定める特定公園施設（便所、園路及び広場など12の公園施設）を重点配分対象化することで、優先的にバリアフリー化すべき公園施設のバリアフリー化を促進
	公園施設長寿命化計画策定調査に関する交付金制度について、令和10年度より「人口5万人未満の市町村」等の新たな要件が追加	採択要件を緩和することで、公園施設の点検・調査を着実に実施し、老朽化対策を促進
水道	「水道管路緊急改善事業（防災・安全交付金）」 ・採択基準（給水収益に占める企業債残高の比率の要件を満たさないため、補助の対象外） ・対象施設（管路については、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のみが対象で、配水支管が対象外）	採択基準を緩和及び対象施設を拡大することで、老朽化対策を促進 ・採択基準（給水収益に占める企業債残高の比率の緩和） ・対象施設（配水支管を含む全管路を対象）
	「水道管路強靱化推進事業（防災・安全交付金）」 「重要水道管路更新事業（個別補助）」 ・対象施設（全管路（基幹管路、配水支管）については、一部の範囲のみが対象）	
工業水道	「強靱化事業（工業用水道事業費補助金）」に予算を限定	「改築事業（工業用水道事業費補助金）」への予算措置

○下水道事業に係る国庫補助制度の継続及び拡充

施設	項目	提案
下水	・現行の国庫補助制度の継続及び予算・財源を安定的、継続的に確保 ・処理場再構築における個別補助制度の創設や交付金の重点配分	・生活排水対策に係る施策推進は国の責務となっており、機能維持（改築）に係る支援が縮小傾向にある中、国庫補助制度の継続、これまで以上の予算・財源の安定的、継続的な確保が必要 ・「下水道事業における事業マネジメント」の考え方に基づいた処理場再構築事業における個別補助制度の創設や交付金の重点配分

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(2) 東京一極集中の是正と副首都・大阪の実現

(内閣府・内閣官房・国土交通省)

【本市の提案・要望】

(地方分権型の社会の実現)

- 東京一極集中ではなく、複数の都市が成長をけん引する国の形への転換に向けた必要な取組を推進

(行政中枢機能のバックアップ)

- 国土強靱化基本計画等で示された方向性を政府業務継続計画等にも反映
- 防災庁の役割として中枢管理機能のバックアップ体制の強化を位置づけること及び防災庁の地方機関となる防災局を大阪・関西に設置
- 平時からの機能分散も含めた大阪・関西におけるバックアップ体制の強化

(経済中枢機能のバックアップ)

- 企業等における本社・本部機能バックアップの取組を広めるための対策の実施

【現状・課題】

- わが国では、これまで東京を経済の中心としてきたが、この30年間、世界が成長する中、日本の成長はわずかなものにとどまっている。
- また、東京圏外の地域での首都機能のバックアップ体制の構築は、災害等により日本全体が機能不全に陥らないよう早期に判断、解決すべき国家的課題である。

(地方分権型の社会の実現)

- 大阪では、東西二極の一極として、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う副首都の実現に向け取り組んでいる。
- 日本がグローバル競争に打ち勝つためには、東京に匹敵する経済拠点をづくり、東京一極集中の経済構造から脱却し、複数の都市が成長をけん引する国家に転換する必要がある。

(行政中枢機能のバックアップ)

- 令和5年7月改定の国土強靱化基本計画等では、三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による中枢管理機能のバックアップ体制の強化という方向性が示されている。
- 現行の「政府業務継続計画」において、東京圏外の代替拠点として、「各府省等の地方支分部局が集積する都市」等を対象に検討するとされている。
- 富士山噴火時には、東京圏内の代替拠点が機能不全となる可能性があり、同計画の見直しにおいては、東京圏外での代替拠点を明示する必要がある。
- 防災庁の役割として中枢管理機能のバックアップ体制の強化を位置づけるとともに、防災庁の地方機関となる防災局は、防災庁自らのバックアップ機能を担い、東京圏と同時被災の可能性が低く、各府省の地方支分部局等の集積等がある、大阪・関西に設置すべきである。
- 他の中央省庁においても、平時からの機能分散も含め、大阪・関西におけるバックアップ体制の強化に取り組む必要がある。

(経済中枢機能のバックアップ)

- 国全体の経済活動の維持継続の観点から、民間企業のバックアップ拠点構築の取組をさらに広げていくことは重要である。
- 東京都内に本社を持つ企業に対して本市が実施したアンケート結果では、「大阪府内」に本社機能のバックアップ拠点を構築している企業が最も多いことから、大阪・関西でバックアップ体制整備を進める企業等に対する支援等に取り組む必要がある。

担当：副首都推進局

○国の動き

第 219 回 国会高市内閣総理大臣所信表明演説（令和 7 年 10 月 24 日閣議決定）
7 令和の国土強靱化対策 首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、首都及び副首都の責務と機能に関する検討を急ぎます。
令和 8 年 4 月 14 日 衆議院本会議高市内閣総理大臣答弁
防災局については、大規模災害の発生時における政府の災害対応の継続性の観点のほか、地域における事前防災への取組や、迅速な被災地支援体制の構築などの観点も踏まえ、設置に向けた具体的な検討を行うこととしています。

○各省庁の地方支分部局の集積状況

大阪は、**各省庁の地方支分部局が全国的に見ても多く集積**

（国出先機関の配置と長の号俵）

（注）表中の ◎○△ は、同一機関における長の号俵の高低を示す（◎>○>△）

機関名 都市名	外務省	総務省	法務省	財務省			厚生労働省		農林水産省		経産省	国土交通省				環境省	防衛省			
	分室	評管 区行政 局	通総 信局	法務 局	留出 入国 在	財務 局	税関	国 税 局	厚 生 局	労 働 局	農 政 局	管森 理局	産 業 局	整地 方局	運地 方局	航地 方局	気管 象台	保管 区本 部	事地 方環 境	防地 方
札幌		○	○	○	○			○	○		◎	○		○			◎		◎	○
仙台		○	◎	○	○			○	○	◎		○	○	○			◎		○	○
特別区			◎	◎	◎		◎	◎		◎					◎		◎			
名古屋		◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○		○	○	○			◎		◎	△
大阪	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○
広島		○	○	○	○	○		○	○			○	○	○						○
福岡		○		○	◎	○		○	○			○	○	○			◎			◎

※都市名については、特別区と政府業務継続計画において東京圏外で代替拠点と成り得る地域として明示されている都市

○大阪でのバックアップ事例

- ◆日本銀行
 - ・大阪に所在するシステム・バックアップセンター、本店の代替業務拠点、大阪支店、業務継続要員などを活用することにより、業務継続を図る体制を構築
- ◆日本取引所グループ
 - ・職員の駆け付けや電力供給の懸念から、関東でのバックアップ体制を見直し、大阪拠点を活用したバックアップ体制を整備
- ◆NHK
 - ・大阪放送局から全国にニュースを流す時間帯を日々確保するなど、平時の業務の中に習熟のための訓練を組み込み

○バックアップ体制（災害対策本部機能）を既に構築しているエリア

（首都圏企業アンケート結果）

首都圏企業の**約 4 割**がバックアップ拠点を大阪を選定



〈アンケート調査の概要〉

調査期間：2023年7月14日～7月31日

調査対象：東京都内本社の東証上場企業（2,111社）

調査方法：調査票の配布は郵送・回収はWEBまたは郵送

有効回答数：145社（7.08%）

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(3) 地方税財政改革の推進

(総務省・財務省・内閣府、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正
- 受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現
- 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国庫補助負担金の改革
- 地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

【現状・課題】

(国と地方の税源配分の是正)

- 現状における国・地方間の「税の配分」は7：3である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。
- 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」をその新たな役割分担に応じたものとする必要がある。
- 特に都市部においては、昼間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいにも関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村への配分割合を高める必要がある。

(受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現)

- 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に、地方法人課税において、累次にわたり講じられた偏在是正措置については、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。
- 本来、地方法人課税については、地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担すべきという地方税の原則に基づく制度であるべきであり、地域間の税源の偏在を是正する手段として用いるべきではない。
- 現行の法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、原則に反する不適切な制度であり、速やかに撤廃し、法人市民税へ復元すべきである。

(国庫補助負担金の改革)

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- また、税源移譲されるまでの間、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきではない。

(地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止)

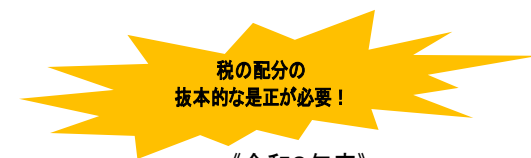
- 地方交付税について、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、増嵩する社会保障関係費などの財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税を含む一般財源総額について必要かつ十分な額を確保すべきである。特に、社会保障国民会議において議論されている給付付き税額控除の導入や消費税の減税、また「年収の壁」の更なる見直しが行われる場合については、地方財源への影響が懸念されることから、国の責任において代替となる恒久的な安定財源を確保すべきである。加えて、いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割

の廃止に伴う地方の安定財源確保についても、国において具体的な方策を引き続き検討することとされているため、地方の財政運営に支障が生じないように適切な財政措置を講ずるべきである。なお、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に見込むなど、地方の実情に即したものとすべきである。

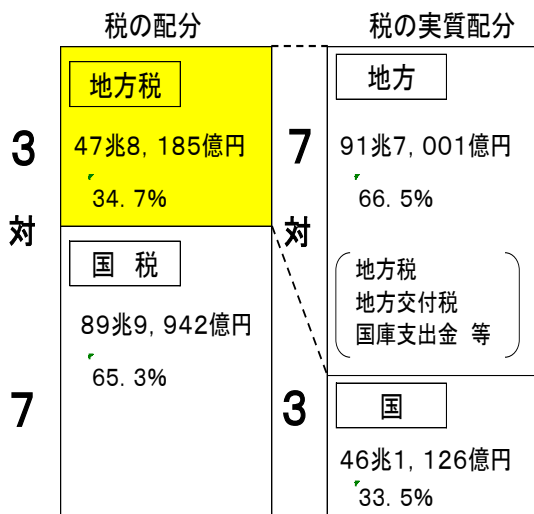
- 臨時財政対策債について、令和8年度地方財政計画において令和7年度に引き続き新規発行額がゼロとなったものの、制度自体の廃止には至っていない。本市においても、これまでの発行による臨時財政対策債の残高が、市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。
- 地方の保有する基金は、震災等の自然災害や感染症対策、金利の上昇など、今後の急激な環境変化に迅速に対応できる財政上の備えとして積立てを行っているものであり、その財源は、行政改革や経費削減等の地方の努力により捻出していることから、基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきではない。

担当：財政局、関係各局

国・地方における税の配分状況



《令和8年度》

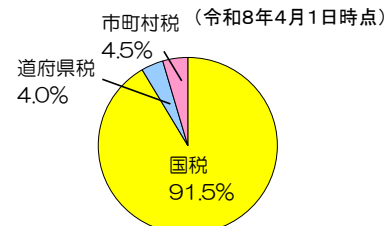


総額137兆8,127億円

総額137兆8,127億円

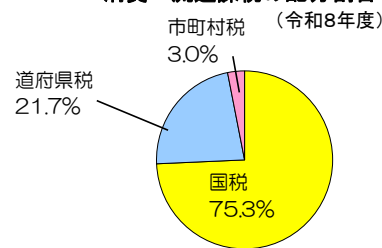
注 当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 税の実質配分とは、税の配分に国から地方への移転財源(地方交付税など)を考慮したものである。

法人所得課税の配分割合(実効税率)



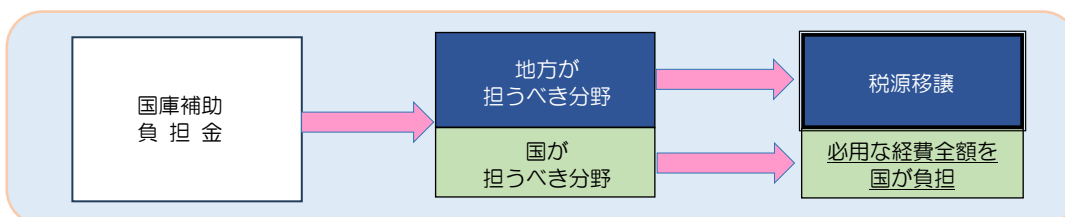
- 注 1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

消費・流通課税の配分割合



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
 3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.5%にすぎない。
 4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

国庫補助負担金の改革



○ 安心して生活できるセーフティネットの確立

(1) 介護保険制度の安定的な運営の推進

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 介護保険料抑制に向けた財政措置
- 良質な介護サービスの安定供給に向けた対策の推進

【現状・課題】

(介護保険料抑制に向けた財政措置)

- 今後のさらなる高齢化の進展により、介護サービス利用者も増加し、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料も上昇が見込まれる。現行制度のままでは、早晚、介護保険料の負担に高齢者が耐えきれず、制度を維持することが困難となる可能性がある。
- 介護保険制度の安定的な運営に向けて費用負担について国の負担割合を引き上げるなど、第1号被保険者の負担を軽減する措置が必要である。
- また、本市においては、介護予防の取組を行ってきたものの、ひとり暮らし高齢者が多いことから全国平均に比べて要介護認定率が高く、今期介護保険料基準額が全国で最も高額になっている。
- 現行の調整交付金は、後期高齢者加入割合や第1号被保険者の所得水準による市町村間格差を是正する制度となっていることから、ひとり暮らし高齢者が多いことにより生じる市町村間格差を是正するための財政措置が必要である。

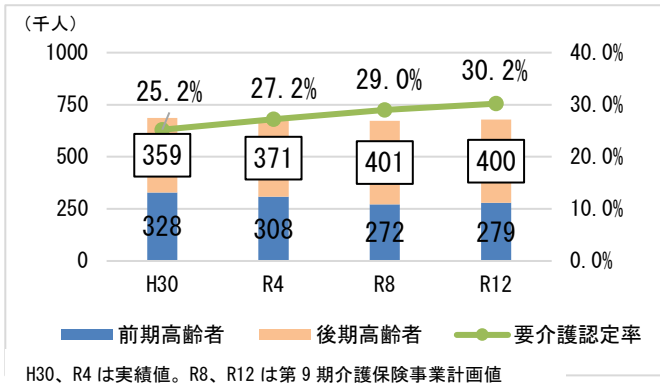
(良質な介護サービスの安定供給に向けた対策の推進)

- 高齢化の進展により、今後も介護サービスの利用ニーズは増加する一方、介護の担い手となる生産年齢人口は減少していくため、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。そのような中でも介護職員の賃金水準は全産業の平均と比べて極めて低い状況であることから、人材確保のために賃金水準の引き上げが必要である。
- さらに、現在の急激な物価高により介護事業者の経営は圧迫されていることから、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり、安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価の設定が必要である。また、その財源については、被保険者に負担を転嫁させるのではなく、国が責任をもって全額を確保すべきである。
- サービス等の質の確保のため、介護事業者に対して運営指導等を行っているが、訪問介護等の過剰なサービスに関する明確な基準等がないため指導が困難な事例がある。また、近年指摘されている、有料老人ホーム等の入居者に対する過剰なサービスの提供（いわゆる「囲い込み」）や、紹介事業者に対して入居希望者の病状や介護度等に応じた高額な紹介手数料を支払うなどの事案もあることから、国の「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、国が早期に指導に関する実効性のある基準等を示す必要がある。

担当：福祉局

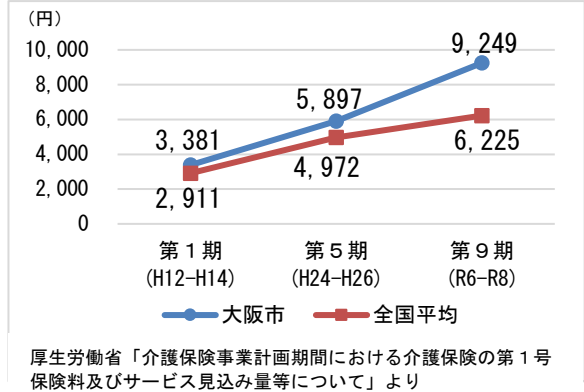
○高齢者人口と認定率の推移

・後期高齢者の増加に伴い認定率も増加する

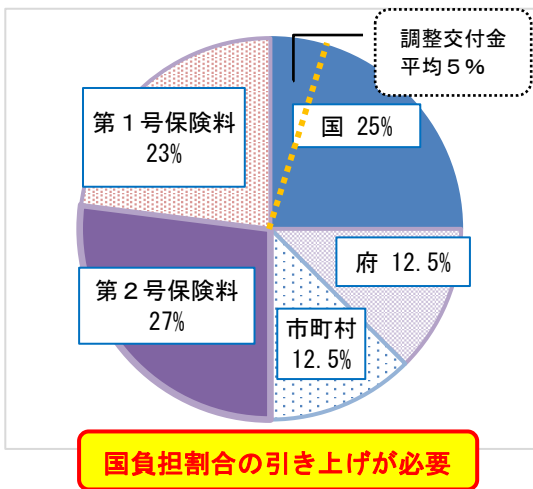


○介護保険料基準額の推移 (月額)

・全国で最も高い

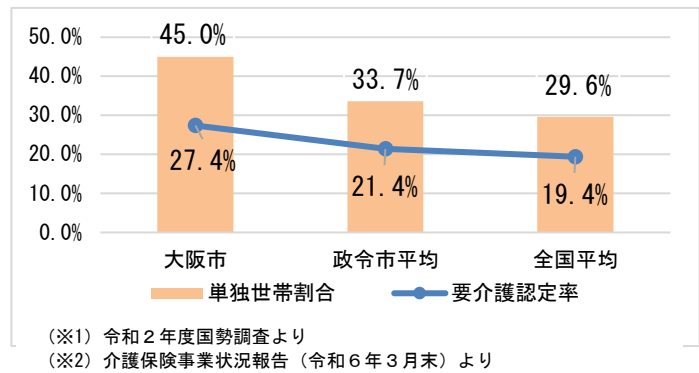


○介護保険の費用負担



○単独世帯割合 (※1) と要介護認定率 (※2)

・単独世帯割合が高ければ認定率も高くなる



市町村格差是正のための財政措置が必要

○調整交付金の仕組み

国庫負担金25%のうち平均5%を調整交付金として交付することにより市町村間の財政力の差を解消 (交付基準)

- ・後期高齢者加入割合
- ・要介護認定率が高いことによる給付費増を考慮
- ・被保険者の所得水準
- ・第1号被保険者全体の保険料負担能力を考慮

⇒ 高齢者単独世帯割合は考慮されていない

要介護認定率に影響する高齢者単独世帯割合の調整交付金への反映が必要

○賃金 (R6) 及び有効求人倍率 (R6) の比較

	介護職員	全産業平均
賞与込み給与	30.3万円	38.6万円
有効求人倍率	4.08	1.14

厚生労働省「介護給付費分科会資料 R7.12」「職業安定業務統計」より

適切な報酬単価の設定と被保険者に負担を転嫁しない財源の確保が必要

○有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅の整備状況 (R6)

65歳以上の高齢者人口に対する定員数の割合					
全国平均	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県
2.4%	4.08%	2.77%	3.21%	2.68%	3.67%

厚生労働省「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」資料より

他地域と比べ有料老人ホーム等が多いためサービス等の質の確保に向けた対応が必要

○指導に関する実効性のある基準の設定

不適切なケアプラン (利用者に対して一律に限度額までのサービスを設定) への指導を行う場合

	現状	要望
指導	基準のない指導	基準に基づく指導 (強制力ある明確な基準)
効果	適正なケアプランへの改善を促す	適正なケアプランへ改善

基準に基づく指導により不適切事案への改善効果が期待できる

○ 安心して生活できるセーフティネットの確立 (2) 障がい者福祉施策の充実

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 持続可能な障がい福祉サービスの確保に向けた対策の推進
- 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る適切な財政措置

【現状・課題】

(持続可能な障がい福祉サービスの確保に向けた対策の推進)

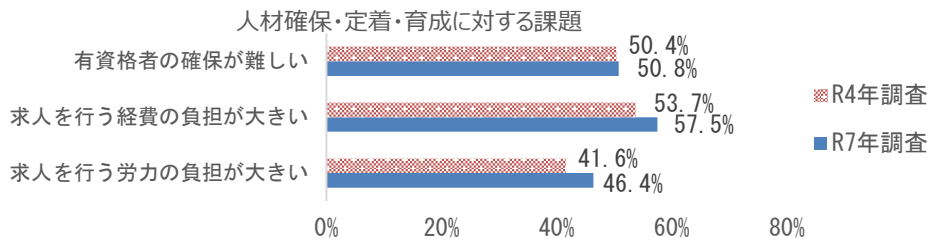
- 自立支援給付費等における障がい福祉サービスについては、障がい者等が身近な地域で必要な支援を適切に受けられるよう、安定的なサービス提供体制の確保が不可欠である。そのため、基本報酬として、障がい福祉サービス事業所等において必要な人材を確保できる水準の単価を設定する必要がある。また、サービスの質の向上等を評価する各種加算については、基本報酬を過大に上回らない範囲で適切に設定する必要がある。
- さらに、一部の事業所においては、不適切な在宅支援が行われるなど、制度の趣旨に沿わない事業運営が見受けられることから、不適正な事業運営に対し、明確な基準に基づき運営指導が行えるよう、国において実効性のある指導基準等を示す必要がある。

(障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る適切な財政措置)

- 「訪問系サービスに係る国庫負担基準」は、利用者に対するサービスの支給量の上限ではなく、市町村に対する国庫負担の上限として設定されており、基準を超える給付は、市町村の超過負担となっている。また、障がい福祉サービス利用者が65歳到達により介護保険へ移行した場合、介護保険対象者には、移行前よりも相当に低い国庫負担基準が設定されており、高齢となった障がい者の実情に即していない。このため、国庫負担基準を見直し、市町村の実際の給付総額を算定基礎とする財政措置が必要である。
- 地域生活支援事業の必須事業として、屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加の促進等を目的として実施する移動支援事業は、利用ニーズが高い一方、国の補助金が十分交付されず、その多くが市町村負担となっており、今後も想定される市町村の負担増により地域生活支援事業の持続可能性が損なわれるおそれがあることから、適切な財政措置が必要である。
- 障害者総合支援法の趣旨に則った重度障がい者のグループホームの整備や、こども大綱の方向性を踏まえた発達障がい児の個別療育及び保護者支援の充実など、本市では国の施策方針に沿った事業を独自に実施しているところであるが、国制度上の対象範囲に含まれていないことから、国における制度の対象範囲の拡充を図りたい。

担当：福祉局

○障がい福祉サービス等事業者が感じている人材確保等に係る課題（大阪市障がい者等基礎調査）



必要な人材を確保できる水準の報酬単価を設定する必要がある

○基本報酬を上回る算定が可能な加算例（就労移行支援体制加算）

前提条件（就労継続支援A型サービス費（I）、スコア表150点以上170点未満の事業所）

事例	基本報酬	就労移行支援体制加算
定員20人の事業所	733単位/日	1,740単位/日（87単位/日×20人） [基本報酬の2.4倍]
定員80人の事業所	609単位/日	2,000単位/日（25単位/日×80人） [基本報酬の3.3倍]

適切な単価設定により、安定的な障がい福祉サービスの提供体制を確保する必要がある

○指導に関する実効性のある基準の設定

《現状》
・就労系事業所における在宅支援については、国からガイドライン等が示されているが、実効性のある基準となっていないことから、運営指導が難航

《要望》
・在宅支援について、次の内容を明確化
①在宅での作業内容、②事業者がすべき支援内容、③対象者の基準
⇒（効果）不正の把握・摘発を迅速化できる

不適正な事業運営に対し、明確な基準に基づく運営指導が実施できる

○訪問系サービスに係る国庫負担基準

居宅介護利用者		介護保険対象者には、より低い国庫負担基準が設定されている	介護保険対象者	
区分1	6,550単位		区分5	1,120単位
区分2	7,420単位	区分6	1,850単位	
区分3	9,380単位			
区分4	14,620単位			
区分5	21,420単位			
区分6	29,410単位			
1/15 以下				
重度訪問介護利用者		介護保険対象者		
区分4	29,400単位	区分4	14,780単位	
区分5	36,850単位	区分5	15,430単位	
区分6	63,040単位	区分6	23,130単位	
1/2 以下				

○超過額の状況

給付費の実績が、国庫負担基準を超える場合は、市町村の負担となる。

	令和5年度	令和6年度
給付費	391億円	452億円
国庫負担基準額	373億円	414億円
超過額（市費負担）	18億円	38億円

- ・本市においては、令和5年度から超過額が発生している状況
- ・令和6年度実績において超過額が発生した政令指定都市の数（15市/20市）

国庫負担基準の見直しが必要

○地域生活支援事業費の状況

		令和6年度		
		決算額 (A)	基準額 (B) (あるべき国庫補助等)	差し引き (A-B)
本市事業費	金額	54.3億円	54.3億円	-
国庫補助金	金額	15.9億円	27.2億円	▲11.3億円
	(比率)	(29.3%)	(50.0%)	
府補助金	金額	7.7億円	13.6億円	▲5.9億円
	(比率)	(14.2%)	(25.0%)	
差引市費	金額	30.7億円	13.6億円	17.1億円 の市費負担
	(比率)	(56.5%)	(25.0%)	

本来、50%の国庫補助がなされるべきところ、約30%の補助率に留まっており、適切な財政措置が必要

○本市独自事業にかかる予算財源（R7）

・障がい者 GH 整備助成事業

補助対象区分	R7予算	うち国庫補助(※)
既存GHに係る改造工事費	53,285千円	0円（国庫対象外）
新築に係る経費	92,100千円	61,400千円
スプリンクラー設備設置費	8,787千円	5,858千円

※社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

・発達障がい児の個別療育及び保護者への支援

R7予算	5,000千円 (府交付金)	69,425千円 (市費)
------	-------------------	------------------

国制度として実施（拡充）する必要がある

○ 安心して生活できるセーフティネットの確立

(3) 国民健康保険制度の改革

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 医療保険制度の一本化など国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向けた抜本的改革
- 地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止

【現状・課題】

(医療保険制度の一本化など国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向けた抜本的改革)

- 国民健康保険制度（国保）は、国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。
- 国保は平成 30 年度から都道府県単位化され、財政支援の拡充(全国で約 3,400 億円)が図られたが、国保の脆弱な財政基盤を強化する施策としては十分とは言えない。
- こうした中、医療の高度化や高齢化の進展などに伴う一人当たり医療費の増加により、保険料負担の上昇が懸念され、制度を維持することが困難となる。
- 高齢者や低所得者の加入割合が高い国保の被保険者へ過度な負担を強いることがないよう、また、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、早急に更なる財政支援の拡充が必要である。
- また、子どもに係る均等割保険料の軽減とそれに伴う財政支援について、令和 9 年度から均等割保険料を 5 割軽減される対象が未就学児から高校生年代にまで拡大される方向であるが、子育て世帯へのより一層の負担軽減を図るため、軽減割合を拡大することが必要である。また、当該軽減に伴う必要額については、国の責任において全額財政措置を講ずることが必要である。
- さらに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図るとともに、長期的に安定した制度とするためには、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革が必要である。

(地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止)

- 国は、地方が重度障がい者やひとり親家庭等に対して実施している医療費助成制度により、窓口負担金が軽減される場合、一般的に医療費が増加し、この波及増分については当該市町村が負担すべきものとされ、国保に係る国庫負担金を減額している。
- こども医療費助成制度については、平成 30 年度に未就学児に係る国庫負担金の減額調整措置が廃止され、令和 6 年度には 18 歳未満のこどもに対象が拡大されたものの、重度障がい者やひとり親家庭等に対する医療費助成制度の国庫負担金の減額調整措置については見直しがなされず、各自治体の施策推進・財政に大きな影響を与えている。
- 医療費助成制度は、医療に関する重要なセーフティネットであり、その重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度全般について早期に国において制度化すべきである。
- 地方単独医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金の減額調整措置を直ちに廃止すべきである。

担当：福祉局

国民健康保険加入世帯の所得状況

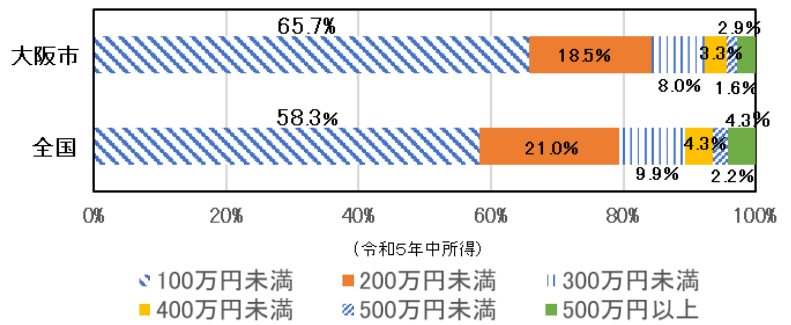
(国民健康保険実態調査資料より)

1世帯あたり平均所得

(大阪市) 116万円

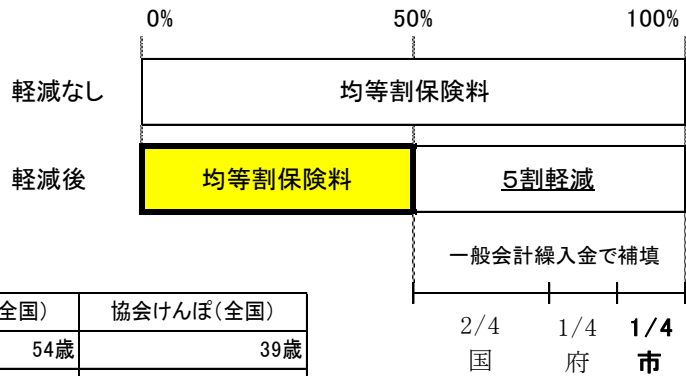
(全国) 141万円

※過去5年平均(R1~R5年中所得)



未就学の子どもに係る軽減

(R9 から高校生年代まで拡充の方向)



※R8予 1.9億円(うち市負担 5千万円)

協会けんぽとの比較

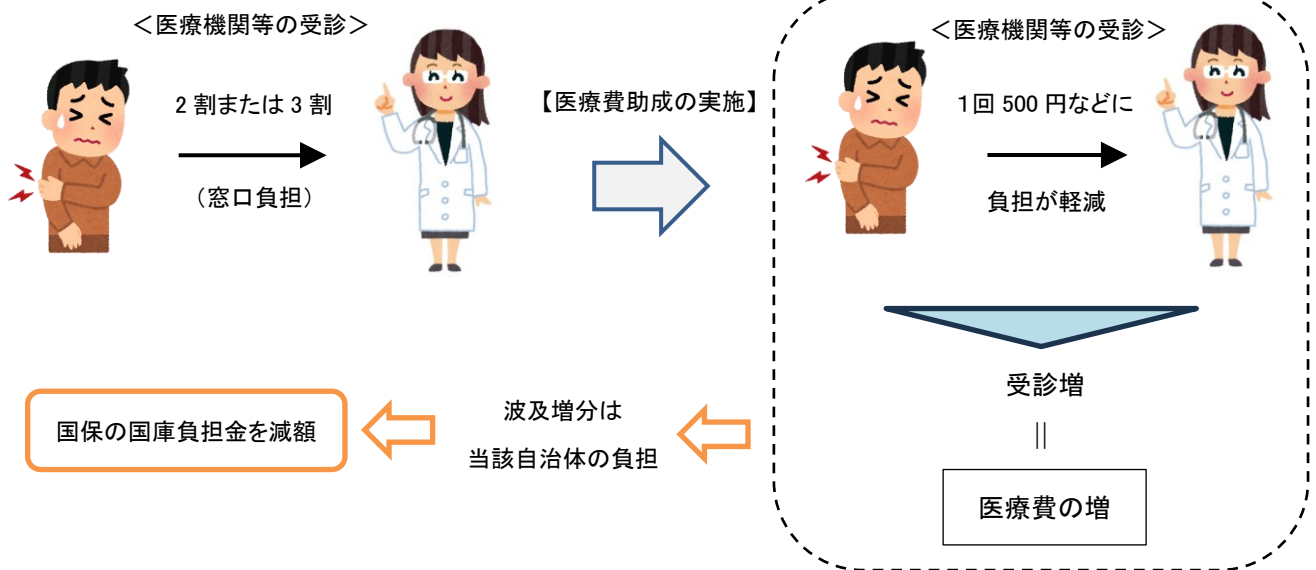
	市町村国保(全国)	協会けんぽ(全国)
加入者平均年齢	54歳	39歳
65~74歳の割合	44%	8%
加入者一人当たり平均所得(年間)	99万円	182万円

※令和5年度

	市町村国保(本市)	協会けんぽ(大阪府)
モデル世帯の保険料(年間)	49万円	21万円

※令和8年度・30歳代夫婦+未就学児2人(収入400万円)

医療費助成制度実施に伴う国庫負担金減額調整措置状況



本市の状況(決算ベース)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(見込)
国庫負担金減額措置額	6億1千万円	6億2千万円	6億4千万円	5億3千万円	5億1千万円

○ 安心して生活できるセーフティネットの確立

(4) あいりん対策、ホームレスの自立支援施策の推進

(厚生労働省・国土交通省)

【本市の提案・要望】

- あいりん地域における総合対策の推進及び財政措置、環境改善をめざしたまちづくりに対する支援
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の再延長
- 国の責務による雇用施策をはじめ、総合的かつ実効性のある全国的なホームレス自立支援等施策の実施及び地域の実情に応じた施策に対する財政措置

【現状・課題】

(あいりん対策)

- あいりん地域にはかつて多くの日雇労働者が流入し、現在はその方たちの高齢化が進行している。不安定な就労状態にあったことで安定した収入がない方が多く、地域の保護率が高いなど、労働施策、福祉施策等の課題がこの地域に集中している。
- このため、本市が「西成特区構想」の取組の中で実施している日雇労働者等自立支援事業、結核対策事業、薬物依存者等サポート事業、地域環境整備への取組等のあいりんの地域事情を踏まえた総合対策を国においても推進するとともに、環境改善をめざしたまちづくりへの支援が必要である。
- また、あいりん地域の抱える課題は、これまでの歴史的な背景もあり、一自治体の対応では根本解決に至らない広域的、複合的な課題であるにも関わらず、生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)に伴い国庫補助率が引き下げられるなど、市の負担が重くなっている状況を改め、地域事情を踏まえ実施するあいりん対策事業に対して、国による積極的な関与のもと、十分な財政措置が必要である。

(ホームレス自立支援施策)

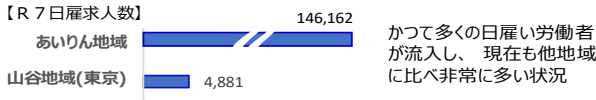
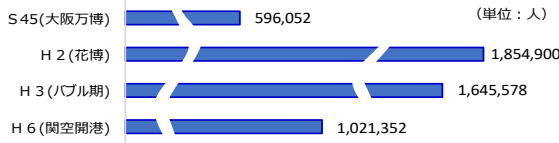
- 本市のホームレスは依然として多数存在しており、市外からの流入が続いている。
- ホームレス問題は、様々な社会的、経済的要因が複合しており、一自治体だけの対応には限界があるため、令和9年8月に期限を迎える「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限を延長するとともに、国の責務により、雇用施策をはじめ、ホームレスの高齢化や野宿生活期間の長期化及び住居を喪失して終夜営業の店舗等を利用している若年層への対応など総合的かつ実効性のある施策を実施する必要がある。
- また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い国庫補助率が引き下げられたことにより市の負担が生じている状況を改め、各地方自治体が地域の実情に応じて進める多様なホームレスの自立支援等の施策に対して、国による全額措置が必要である。

担当：福祉局・西成区・健康局・環境局・市民局、関係各局

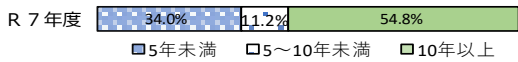
あいりん対策

○ 日雇労働者の流入と生活期間の長期化

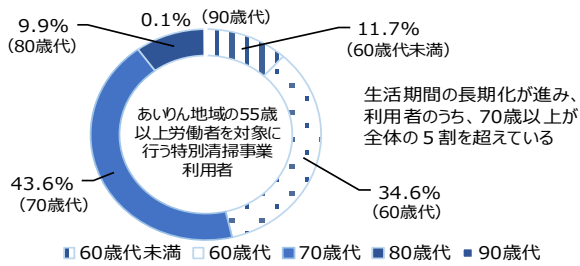
* 西成区労働福祉センターで取扱った日雇求人数



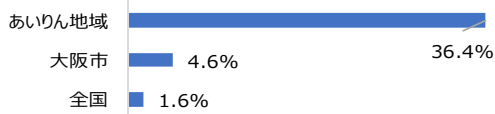
《参考》あいりん地域での日雇労働者の生活期間



○ 高い高齢化率 (令和7年度現在)

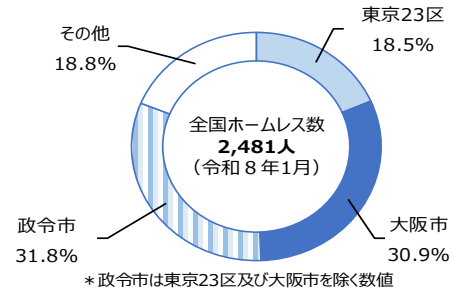


○ 保護率 (令和7年10月現在)

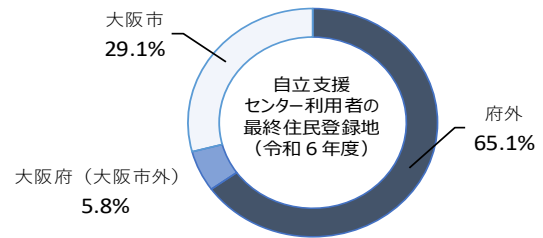


ホームレス自立支援施策

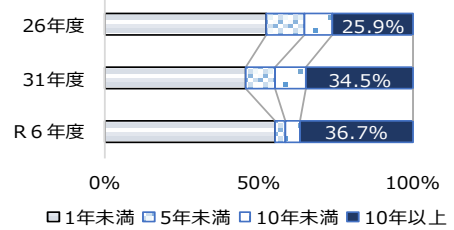
○ 大阪市内に多数存在



○ 市外からの流入が約7割



○ 野宿生活期間の長期化



個別の取組や一自治体での対応には限界

さらに

生活困窮者自立支援法の施行に伴う国庫補助率の引下げ (平成27年4月～)

(法施行前の補助率) 10/10 (法施行後の補助率) 3/4、2/3

51,832千円

・日雇労働者等自立支援事業(3/4, 2/3)

法施行前に比べ市費負担が増大 (令和8年度の影響額)

134,343千円

・巡回相談事業(3/4)
・自立支援センター事業(3/4, 2/3) など

- ・ あいりんの地域事情を踏まえた総合対策の推進
- ・ 環境改善をめざしたまちづくりに対する支援
- ・ あいりん関連事業に対する十分な財政措置

が必要

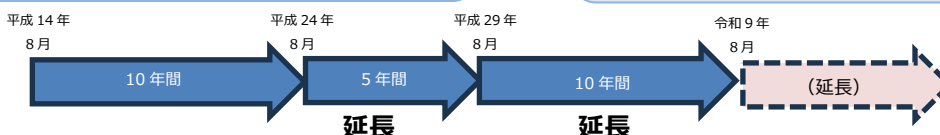
- ・ 国の責務による雇用施策をはじめ、総合的かつ実効性のある施策の実施
- ・ 各地方自治体が地域の実情に応じて進める多様なホームレスの自立支援等施策への全額措置

が必要

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

- ・ ホームレスの定義がある
- ・ 国によるホームレスの全国調査の規定がある
- ・ 国のホームレス施策の基本方針や地方自治体の実施計画の策定の規定がある

まだ大阪市内におけるホームレス自立支援施策は必要であり、法を延長するとともに、法のもとに必要な財源の確保が必要



(重点要望)

○ 多様な子育てサービスの充実

◇ 子ども・子育て支援新制度の充実

【こども家庭庁】

- ・ 休日保育を実施する保育所等においては、保育士等の業務負担が極めて重く、人材確保が困難となり事業の継続に支障をきたしていることから、処遇改善と安定的な運営を確保するため、休日保育加算単価の大幅な引き上げをはじめ、給食調理を実施する施設に対する調理員の雇用経費等に係る新たな支援制度の創設などサービス拡充に向けた支援を行うこと
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）について1歳児の受入単価を2歳児と等しくするとともに、特別支援児童の利用に際しては、保育士の加配等事業者の負担が多い実態を踏まえ、一般型や幼稚園型Ⅰと同じく特別支援加算の設定など財政措置の充実を図ること
- ・ 認可保育所等の3～5歳児は、第3子以降の副食費が無償となっているが、きょうだいカウント方法が保育施設等を利用する就学前児童のみを対象としているため、多子世帯の経済的負担軽減の観点から、保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を年長順に数えて第3子以降を無償化すること
- ・ 幼稚園類似施設や一定の教育の質が認められた認可外保育施設を保育要件に該当しない者が利用した場合も法に基づく国の無償化の対象とし、保育要件の有無によって取扱いの異なる満3歳児の保育料の無償化は、国の責任において早急に整理を図ること
- ・ 保育所分園の賃借料加算について、分園ごとの規模に応じた加算認定と小規模保育事業所並みの単価へ引き上げること

担当：こども青少年局

◇ 安全・安心に保育できる環境の確立

【こども家庭庁】

- ・ 事故防止対策の強化や低年齢児へのきめ細やかな保育やアレルギー対応等の充実を図るため、看護師や0歳児の保育士等加配のための加算制度を創設し、栄養士の週5日勤務が可能となるよう栄養管理加算の単価を引き上げること
- ・ 保育の質の確保・向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審の義務付けと経費の全額財政措置に加え、国において評価機関・評価調査者の養成に取り組むこと
- ・ 保育現場での事故発生時に適切な救命処置を可能にするため、普通救命講習等の受講義務付けと講習実施費用の財政措置を行うこと

担当：こども青少年局

◇ 要保護家庭等に対する福祉サービスの利用者負担の撤廃及び財政措置の拡充

【こども家庭庁】

- ・ 子育て世帯訪問支援事業は、利用者負担の軽減措置が拡充されたものの、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の未然防止を目的とする事業の性質上、利用者負担なく継続的にサービス提供することが不可欠であることから、要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の利用者負担を撤廃するとともに、安定した運営基盤確保のため補助単価を引き上げること

担当：こども青少年局

○ 質の高い学校教育の推進

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

- ・ 英語教育において、自治体で雇用する外国語指導助手の配置に必要な財政措置を行うこと
- ・ 部活動の指導体制の充実に向けた部活動指導員配置促進に係る財政措置等を拡充すること
- ・ 円滑な学校運営のため、各学校の実情に応じた教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の配置に必要な財政措置を行うこと
- ・ 外出が困難で他者や社会とつながりを得られていない児童生徒への支援を整備するため、メタバース（仮想空間）を活用した支援の実施に必要な業務委託経費についても補助の対象となるよう、制度の拡充を図ること

担当：教育委員会事務局

○ セーフティネットの整備

◇ 生活保護の更なる適正化に向けた制度改正

【厚生労働省】

- ・ 高齢者向けの新たな生活保障制度を創設すること
- ・ 給与や年金などの一括して支給する制度を創設し、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入を行うこと
- ・ 生活保護の適正実施にあたり、福祉事務所の調査権限の更なる強化を図ること

担当：福祉局

◇ 困難な問題を抱える女性支援事業の推進

【厚生労働省】

- ・ 女性相談支援員の処遇改善に係る国庫負担基準の見直しを行うこと
- ・ 被害からの回復のための医療費・カウンセリング費用に係る自己負担額への助成制度を創設すること

担当：市民局

◇ 救急医療体制の充実強化

【厚生労働省】

- ・ 救急医療を担う医療機関に対する財政支援や診療報酬改定について、実際の経済・物価の動向や経営状況等を踏まえた内容となるよう改善・強化すること
- ・ 救急医療の体制維持のために必要な、医師（特に小児科、産科等の分野）をはじめとする医療従事者の人材確保策を推進すること
- ・ 精神科救急医療等確保事業に対する補助金を昨今の人件費及び物価の高騰を踏まえた額となるよう増額すること

担当：健康局

○ スタートアップ・エコシステムの拡大に向けた取組の強化 【内閣府・経済産業省】

- ・ 第2期スタートアップ・エコシステムの選定都市への支援として、世界有数の海外機関による支援プログラムの充実を図るなど、スタートアップの成長に資する取組を充実させるとともに、必要な予算を確保すること

担当：経済戦略局

○ 中小企業等への積極的支援

【経済産業省・中小企業庁】

- ・ 外国人材の活用、新製品・サービス開発やビジネスモデルの転換に向けた中小企業へのきめ細やかなサポート並びに資金調達の円滑化のための信用補完制度の充実・強化など、中東情勢・原油価格高騰等により景気の先行きが不透明となっている中、物価高騰等の影響により厳しい経営環境にある中小企業の事業継続、経営基盤強化及び成長・発展に向けた各種支援制度を拡充すること
- ・ 地域の商業やコミュニティの核としての役割を果たす商店街において、施設の老朽化、来街者の減少や役員の担い手不足などが喫緊の課題となっており、商店街の魅力を高め、地域の活性化を推進するための施設整備等に対する財政措置に加え、空き店舗対策など、意欲的な取組を進める商店街に対する支援策の充実を図ること

担当：経済戦略局

○ 新たなエネルギー社会構築のための政策の推進

【総務省・環境省・経済産業省・原子力規制庁】

- ・ エネルギー安全保障の強化及び脱炭素社会の実現を図るため、多様なエネルギー源の活用を基盤とした自立分散・地産地消型エネルギーシステムの構築をめざし、海外との連携を含めた革新的な新技術の開発や、水素エネルギーの利活用拡大、都市の特性に応じた再生可能エネルギー等の普及促進に向けた関係法令の整備、規制緩和及び財政支援の拡充を行うこと
- ・ 原子力発電について、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実など安全性確保を促進し、事故時の原子力損害における事業者の賠償責任の有限化と国の責任による万全な被害者保護措置を実施するとともに、使用済燃料の処理問題を解決すること

担当：環境局

○ 自転車の活用推進に係る制度整備

【国土交通省】

- ・ 自転車活用推進法を踏まえ、国ガイドラインに基づいた自転車通行空間の整備に必要な財政措置を行うこと
- ・ 鉄道駅周辺での放置自転車対策を鉄道事業者に対して課すことを可能とする制度を整備するとともに、鉄道事業者自らが自転車駐車場設置を推進するための支援・助成措置を講じること

担当：建設局

○ 高速道路ネットワークの整備状況を踏まえた賢く使うための料金体系の実現

【国土交通省】

- ・ 交通渋滞への対応や環境改善などに向けて、ネットワーク整備の進展に合わせて、都心部の通過交通の環状道路への迂回や、国道43号・西大阪線の沿道環境改善等の料金施策について継続的な検討が必要

担当：計画調整局

- **関西国際空港の機能強化** 【国土交通省】
 - ・ 関西国際空港の発着回数 30 万回の実現に向け、欧米をはじめとする就航ネットワークの拡充を支援するとともに、新飛行経路の運用にあたっては、安全性を確保することを前提に、陸地上空の飛行高度の引上げに努めるなど、住民の生活環境に配慮するための運用上の工夫を着実に履行すること

担当：計画調整局

- **スポーツ振興のための環境整備と安全対策** 【スポーツ庁・文部科学省】
 - ・ スポーツ施設の新改築等だけでなく、地域の実情に合わせて施設規模に関わらず、既存の施設における時代に即した機能向上等に資する設備改修にも充当できるよう補助制度を拡充すること
 - ・ スポーツ施設の耐震化（建築非構造部材の耐震対策等）に関する補助内容の拡充を行うこと

担当：経済戦略局

- **中央卸売市場の施設整備の推進** 【農林水産省】
 - ・ 南港市場を西日本の食肉流通の拠点として維持・発展させるため、これからの食肉流通の変化や更なる衛生水準の高度化にも対応できる卸売市場の大規模施設整備に必要な財源を確保すること

担当：中央卸売市場

- **大規模災害時に要となる消防機関の役割に応じた消防力の整備** 【総務省消防庁】
 - ・ 全国域を対象とする消防力整備において、大規模災害時に中心的な役割を担うことができる消防機関を明確化するとともに、その機関に特別な消防部隊や広域活動拠点施設などを整備するために必要な措置を講じること

担当：消防局

- **自治体DXの推進** 【デジタル庁・総務省】
 - ・ 標準化対象事務と一体的に対応が必要となる標準化対象外事務の経費について、標準化対象事務との連携に係る経費に限らず、移行経費全体をデジタル基盤改革支援補助金の補助対象とし、補助要綱等にも対象経費を明記すること
 - ・ デジタル基盤改革支援補助金の対象期間が5年間延長されたものの、補助上限額や移行スケジュールが自治体の実態に即したものとなっていないため、実態を調査・把握のうえ、補助上限額の拡充と移行スケジュールの見直しを行うこと
 - ・ 標準準拠システムへ移行した業務にかかるシステム運用経費が、多くの自治体で高止まりしている状況にあることから、自治体負担が標準化移行前の水準を上回ることがないように必要な対策を行うこと

担当：デジタル統括室、関係各局

- **地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現** 【総務省・内閣府】
 - ・ 各地域の実情に合った地方分権改革を推進する観点から、国と地方双方のあり方を再構築・機能強化する方策として、地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制を導入すること

担当：政策企画室